

愛知県水防計画 (案)

平成30年度

愛 知 県

はじめに

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を防ぐには根本的な治水対策が必要であるが、この治水事業には巨額の費用を要するので、その早期完了は残念ながら、簡単にはできないのが現状である。

そこで、治水事業とあいまって、水害による被害を最小限に食い止めるため、水防活動が必要となる。

水防は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであるといわれている。

水害時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確で迅速な行動が要求される。

そのためには、まず第1に事前に綿密な計画をたて、十分な準備をしておかなければならない。

第2に、水防の効果を十分に確保するには、水防に関する情報を迅速的確に把握する必要があり、このためには、通信網及び連絡体制の整備強化を図らなければならない。また必要に応じて報道機関の協力を求める必要がある。

第3に、水防活動を円滑に実施するためには、必要な資材器具、施設の整備と運用を図る必要がある。

これら、水防の第一次的責任は、市町村等の水防管理団体であるが、それぞれ個々の判断に委ねるのみではなく、県内統一的な計画を策定することで一層効果が期待されるものである。

このため、県内の水防事務に関し、基本的かつ具体的な内容、すなわち、水防上必要な監視・警戒・通信連絡・水防組織等に関する事項を示す平成30年度の愛知県水防計画をここに策定する。

目 次

本編

第一章 総則	
第一節 目的	1
第二節 用語の定義	1
第三節 水防の責任	5
第四節 安全確保	10
第二章 水防組織	
第一節 県の水防組織	11
第二節 水防管理団体	13
第三章 水防施設	
第一節 水防倉庫及び水防資器材	17
第二節 通信連絡	19
第三節 非常輸送	21
第四章 非常配備	
第一節 県の非常配備	23
第二節 水防管理団体の非常配備	25
第五章 重要水防箇所	
第一節 重要水防箇所	27
第二節 重要工作物	85
第六章 水防に関連する予報・警報	
第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	139
第二節 水防に関連する予報・警報の伝達	163
第七章 水防警報	
第一節 水防警報の意義	165
第二節 水防警報を行う河川及び海岸	165
第三節 水防警報を発する基準	168
第四節 水防警報伝達系統	171
第五節 水防警報発表受報様式	178
第八章 洪水予報	
第一節 意義	185
第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域	185
第三節 洪水予報に関する基準地点	186
第四節 洪水予報の種類等と発表基準	187
第五節 洪水予報伝達系統	188
第六節 洪水予報発表文例	193
第九章 水位情報の周知	
第一節 意義	199
第二節 水位情報の周知を行う河川及びその区域	199
第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	200
第四節 水位情報伝達系統	202
第五節 水位情報等発表文例	209
第十章 水防活動	
第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報	213
第二節 監視及び警戒とその措置	222
第三節 水防団等の出動	222
第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作	224
第五節 水防作業	271
第六節 避難	273

第七節	水防信号及び水防標識	273
第八節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	274
第九節	水防解除	276
第十節	費用負担と公用負担	276
第十一節	水防報告と水防記録	277
第十一章 他の機関等との協力応援		
第一節	洪水予報連絡会	283
第二節	水防災協議会	283
第三節	応援及び応援等の相互協定	284
第四節	河川管理者の協力事項	285
第五節	河川管理者の備蓄資器材	286
第六節	河川管理者からの情報提供（ホットライン）	286
第十二章 排水機の運転調整		
第一節	排水機の運転調整の意義	287
第二節	各河川における排水機の運転調整に係る要綱等	287
第十三章 その他		
第一節	水防訓練	347
第二節	水防管理団体の水防計画作成基準	347
資料編		
第1	水防資器材の備蓄数量	349
第2	名古屋港における推算潮位	369
第3	愛知県水防計画付図	

第一章 総則

第一章 総則

第一節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防団（以下「水防団等」という。）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第二節 用語の定義

愛知県水防本部

県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い部課で編成し、本部事務局を県庁内（建設部河川課）に置くものをいう。

水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

量水標等および量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）

量水標等とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの施設の管理者をいう。

河川管理者（法第2条第6項）

河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十

二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長

水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

***水防警報河川等**

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸

洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

洪水予報河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

***洪水予報河川**

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

***水位周知河川**

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

***水位周知下水道**

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。

***水位周知海岸（法第13条の3）**

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。

***洪水特別警戒水位**

法第13条第1項第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

***雨水出水特別警戒水位**

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

***高潮特別警戒水位**

法13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

洪水浸水想定区域

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域（法第14条第1項）

雨水出水浸水想定区域

知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域（法第14条の2第1項）

高潮浸水想定区域

知事は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定した区域（法第14条の3第1項）

浸水想定区域

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。（法第15条第1項）

水防協力団体（法第36条）

法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第13条）で定める団体であつて、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

愛知県防災会議（災害対策基本法第14条）

県の地域に係る防災に関し国及び地方を通じて総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、県地域防災計画の作成及びその実施、知事の諮問による防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る機関。

愛知県災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認め

たとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第三節 水防の責任

1 県（知事）の水防上上の二次的責任又は権限

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導する責任を有し、水防のための権限を行使する。（法第3条の6）

- (1) 水防計画の策定、要旨を公表すること（法第7条第1項・第5項・第7項）
- (2) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること（法第4条）
- (3) 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材を備蓄すること（法第3条の6）
- (4) 水防活動従事者の安全へ配慮すること（法第7条第2項）
- (5) 水防管理団体へ助言、勧告すること（法第48条）
- (6) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第2条第6項）
- (7) 優先通行の標識及び水防信号を制定すること（法第18条、法第20条）
- (8) 洪水予報対象河川の指定及び浸水想定区域を指定すること（法第11条第1項、法第14条第1項）
- (9) 洪水予報を発表、通知すること（法第10条第3項、法第11条第1項）
- (10) 水位情報を通知し、一般へ周知すること（法第13条）
- (11) 水防警報発表河川等を指定すること（法第16条第1項）
- (12) 水防警報を発表し、または通知すること（法第16条第1項、法第16条第3項）
- (13) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等の使用すること（法第27条）
- (14) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対して立退きを指示すること（法第29条）
- (15) 水防上緊急を要するときに水防管理者等に対して指示すること（法第30条）
- (16) 水防協力団体に対して必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること（法第40条）
- (17) 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあつせん及び他県知事との協議をすること（法第42条第3項、法第42条第4項）
- (18) 費用の負担（法第43条、法第43条の2）
- (19) 水防費用の補助（法第44条）
- (20) 水防管理団体に水防に関する報告をさせること（法第47条）

2 知事の河川管理者等としての責任

知事は河川法に基づく河川管理者、一級河川における国土交通大臣の権限に属する事務の一部を行う知事および海岸法に基づく海岸管理者としての責任を有する。

3 水防管理団体（水防管理者）の水防上上の一次的責任又は権限

水防管理団体である市町村（水防事務組合又は水害予防組合の区域を除く）、水防事務組合又は水害予防組合は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄にかかる事項を含む）を有する。（法第3条）

- (1) 水防体制を確立すること（法第3条）

- (2) 水防団を整備すること（法第5条）
- (3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第2条第6項、法第3条）
- (4) 通信連絡系統を確立すること（法第2条第6項、法第3条）
- (5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。（法第9条）
- (6) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
- (7) 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる（法第15条の6）
- (8) 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
- (9) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示すること（法第5条第3項、法第21条第1項）
- (10) 警察官の出動を求めること（法第22条）
- (11) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
- (12) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
- (13) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
- (14) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
- (15) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
- (16) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
- (17) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対して立退きを指示することができる。その場合警察に通知すること（法第29条）
- (18) 水防に要する費用を負担すること（法第41条）
- (19) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条）
- (20) 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第9条）
- (21) 消防事務との調整（法第50条）
- (22) 水防協力団体の指定、監督（法第36条、法第39条）
- (23) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

4 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は(1)に加え次の事項の責任を有する。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- (2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届け出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項）
- (3) 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項）
- (4) 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置（法第33条第2項）

(5) 毎年の水防訓練（法第32条の2）

5 市町村防災会議の責任

(1) 市町村地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること。（法第15条第1項）

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難場所及び避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地
 - イ 利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等
 - ロ 利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設
 - ハ 洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市町村地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法15条第2項）

6 市町村の長の責任

- (1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の2第6項、第7項、法第15条の3第3項）
- (2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないこと（法第15条の11）

7 水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限

- (1) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。（法第9条）
- (2) 水防上緊急の必要がある場所に赴くときに、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行すること（法第19条）
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条）
- (4) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
- (5) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）

- (6) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
- (7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を行うこと（法第27条）
- (8) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）

8 市町村地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

- (1) 地下街等の利用者の洪水時の避難及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること。（法第15条の2、法第15条の3第3項）
- (2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）

9 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項）

10 国土交通大臣（中部地方整備局長）の水防法上の責任、権限

- (1) 指定した洪水予報河川について、気象庁長官（名古屋地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させること。（法第10条第2項）
- (2) 指定した水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させること。（法第13条第1項）
- (3) 洪水予報を発表する河川および水位周知河川について、その浸水想定区域を指定すること。（法第14条第1項）
- (4) 指定した水防警報河川等について、水防警報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知すること。（法第16条）
- (5) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を行うこと（法第27条）

(6) 都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせること。(法第47条)

11 国土交通大臣の河川管理者としての責任

国土交通大臣は河川法に基づく河川管理者としての責任を有する。

12 ダム管理者の責任

(1) 洪水が発生し又は発生するおそれがある場合において、水位及び水量等の観測結果、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び愛知県知事に通知すること。(河川法第46条)

(2) ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときに、下流住民等に周知する等の必要な措置をとること。(河川法第48条)

13 量水標管理者の責任

(1) 洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、または通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位(通報水位)を超えるときに、その水位の状況を関係者に通報すること。

*水防団待機水位(通報水位)(法第12条第1項)

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(2) 量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)*を超えるときに、その水位の状況を公表すること。

*氾濫注意水位(警戒水位)(法第12条第2項)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位であり、水防管理者が水防団及び消防機関に出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位をいう。

14 その他水防上重要な施設の管理者の責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと。

15 水防協力団体(代表者)の業務又は権限

(1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること(法第25条)

(2) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しない

ように努めること（法第26条）

- (3) 水防団及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動へ協力すること（法第37条第1号、第38条）
- (4) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第2号）
- (5) 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第3号）
- (6) 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第4号、第5号）

16 警察官の事務

- (1) 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずること。（法第21条第2項）

第四節 安全確保

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第二章 水防組織

第二章 水防組織

第一節 県の水防組織

1 目的

県水防本部は、第一章第三節 1 (1)に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

2 概要

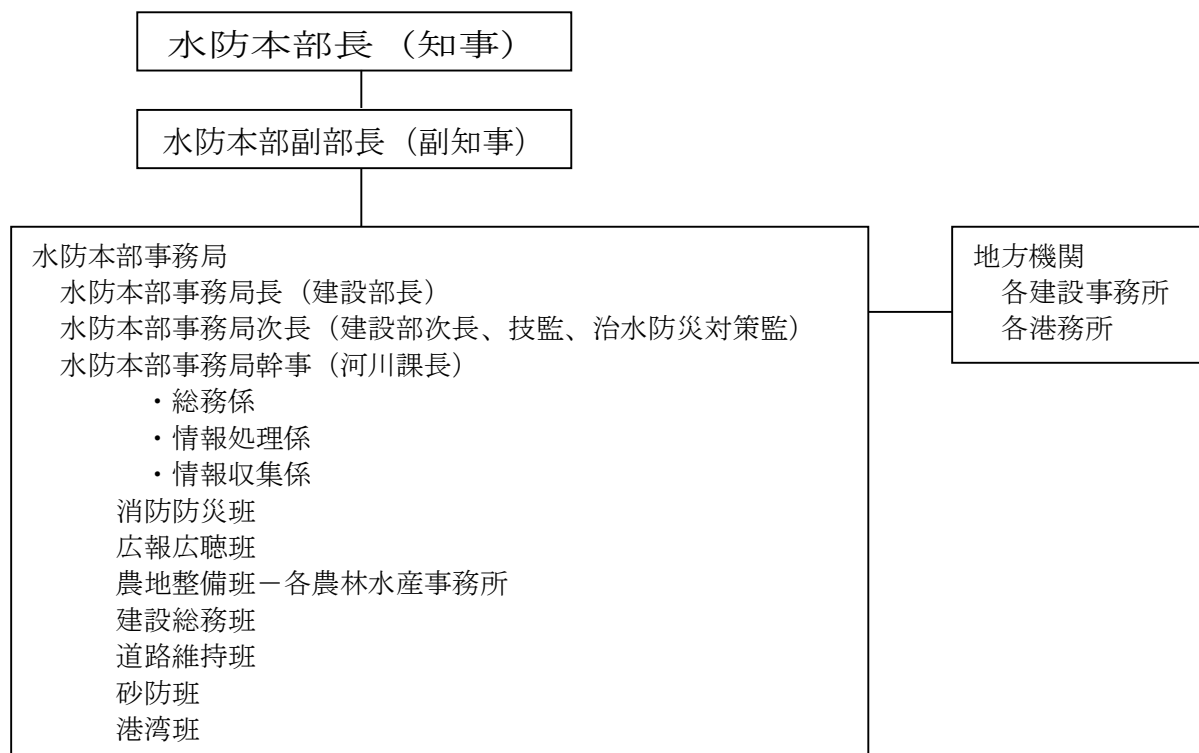
(1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設部河川課に置く。

県水防本部は、本部長、副本部長、事務局並びに各部、各班及び支部・地方機関をもって構成する。

(2) 水防本部長を知事、水防本部副本部長を副知事とする。両者への水防活動報告及び被害状況報告は事務局長が行う。

(3) 県水防本部は、県災害対策本部が設置された場合は同本部に統合され、以後同本部の一元的組織において水防に係る事務を遂行する。

3 県水防本部組織図



4 県水防本部事務局の所掌事務

(1) 事務局長は県水防本部事務局の事務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときは代わりにその職務を行う。事務局幹事は水防の対策方針を決定する。

(2) 事務局には総務係、情報処理係及び情報収集係を置く。

ア 総務係 対策方針案の策定及び各部・各班・各支部への対策指示・調整。

イ 情報処理係 水防警報、洪水予報の通報管理。情報整理・簡素化、重複事項の統一。

関係機関・課室（県災害対策本部設置時には県災害対策本部）への連

絡。

- ウ 情報収集係 水防テレメーターの監視。気象情報・河川情報の収集。各部・各班・各支部からの情報収集。
- (3) 県災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部建設部河川課として上記事務を担当する。

5 県水防本部各班の所掌事務

(1) 消防防災班

- ア 非常配備に関すること。
- イ 気象警報、注意報、情報及び対策通報の受信及び伝達に関すること。
- ウ 洪水予報の伝達に関すること。
- エ 人・住家等被害の状況を把握すること（公共土木施設被害を除く）。
- オ 自衛隊の活動状況の把握に関すること（県災害対策本部の解散後に限る）。
- カ 緊急輸送車両の確認証明書の交付に関すること（他班に係るものを除く）。

(2) 広報広聴班

- ア 県民の人心安定のための広報、その他県水防本部の水防対策についての報道に関すること。
- イ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
- ウ 事務局・各班が作成した水防に関する広報資料及び被害情報等その他広報資料の収集及び提供に関すること。

(3) 農地整備班

- ため池、用排水路、樋門、干拓堤防等農業用施設の水防活動に関すること。

(4) 建設総務班

- ア 水防用資器材の調達・供給に関すること。
- イ 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。
- ウ 緊急輸送用車両の確認証明書の交付に関すること。

(5) 道路維持班

- ア 交通の制限及び規制に関すること。
- イ 水防時における通行路線の決定に関すること。
- ウ 道路情報の収集に関すること。

(6) 砂防班

- 砂防施設、地すべりに関すること。

(7) 港湾班

- 港湾、漁港の水防活動に関すること。

6 県水防本部地方機関の所掌事務

各地方機関は、堤防の決壊、堤防から水が溢れた等水防上重大かつ緊急を要する情報を入手したときは、ファックス等書面により、関係市町村・水防本部事務局・管轄警察署・県民事務所に対し、他の事務に優先して迅速に通報しなければならない。なお、災害対策本部が設置されたときは、その地方機関として当該事務を所掌する。

(1) 各地方機関共通事項

- ア 洪水予報、水防警報の発表、発令、伝達に関すること。
- イ 管内の雨量情報、水位情報、河川状況の収集、伝達に関すること。

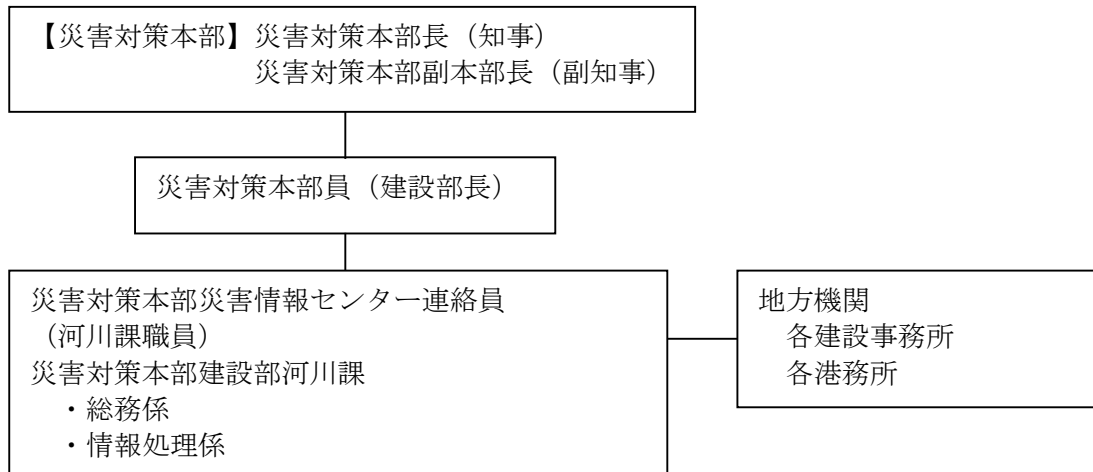
(2) 各建設事務所

- ア 管内河川及び海岸の被災状況等を把握すること。
- イ 管内市町村の水防活動状況に関する次の事項を把握すること。
 - ・水防団等の出動時刻、出動人員、出動箇所
 - ・水防活動地点
- ウ ア及びイに関する情報を事務局へ報告すること。

- エ 水防本部からの情報を管内市町村に通知すること。
 - オ 応急対策を行うこと。
- (3) 各港務所
- ア 管理海岸における被災状況を把握すること。
 - イ 管理海岸の水防活動状況を把握すること。

7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務

県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設部河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。



第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

水防管理団体は水防体制を確立し、水防団又は消防団を整備しなければならない（法第3条、第5条）。団体の内容は表1及び表2のとおり。

2 指定水防管理団体の事務

水防上公共の安全に重大な関係があるとして法4条により知事が指定した水防管理団体は表1のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節2(1)(2)に規定された事務を行うものとする。

3 非指定水防管理団体の事務

非指定水防管理団体は表2のとおりであり、第一章第三節2(1)に規定された事務を行うものとする。

表1 指定水防管理団体

指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域					水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所
		堤防延長							
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)				
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	770	657,408	119	5,672	尾張	
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	8,951	145,411	9	122	尾張	
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	176	尾張	
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	287	尾張	
北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	190	尾張	
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	82	尾張	
尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	8,800	427,300	145	1,420	一宮	
海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,896	海部	
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	367	知多	
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	174	知多	
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	197	知多	
大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,523	86,161	3	128	知多	
東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多	
美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,832	60,962	44	238	知多	
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	178	知多	
岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	3,348	94,440	6	1,481	西三河	
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	194	518	西三河	
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	254	知立	
刈谷市	刈谷市の全域	114,127	2,963	1,358	118,448	62	369	知立	
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	494	知立	
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	142	知立	
高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	28	86	知立	
豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,500	1,266,028	43	2,051	豊田加茂	
みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	256	豊田加茂	
豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,257	東三河	
豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	674	東三河	
蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,976	150,626	51	362	東三河	
田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	720	東三河	
合計	29 団体	4,364,447	578,459	125,641	5,068,547	1,387	20,165		

表2 非指定水防管理団体

非指定水防 管理団体名	管 轄 区 域	水 防 区 域					水 防 (消 防) 団 員 数 (名:現員)	所 管 建 設 事 務 所
		堤 防 延 長				水 こ う 門 (箇 所)		
		河 川 (m)	海 岸 (m)	た め 池 (m)	計 (m)			
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	268	尾張
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	123	尾張
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	123	尾張
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	223	尾張
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	126	尾張
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,809	28,609	0	148	尾張
津島市	海部地区水防事務組合の管 轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	277	海部
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	321	海部
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	357	海部
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	192	海部
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	97	知多
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,948	76,925	23	406	知多
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	928	新城設楽
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	185	新城設楽
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	59	新城設楽
合計	20 団体	1,709,117	34,318	38,643	1,782,078	158	5,022	

第三章 水防施設

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材

1 県の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備方針

県は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため整備するものとし、建設事務所長は、所管する水防資器材について水防管理者からの要請があった場合には状況を勘案して応急支援する。

(2) 備蓄基準

水防資器材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は水防倉庫面積33平方メートルあたりのものとし、面積に応じて増減するが、強度・機能に優れた代用物がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資器材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

備蓄基準 表3

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木 (2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電器	台	1

(3) 備蓄数量

建設事務所別、水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『1県の備蓄数量』」のとおりである。

2 水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

ア 水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区 分	基 準
木曾川、矢作川、豊川	水防区域延長1キロメートルにつき1棟
庄内川、矢田川、矢作古川	水防区域延長2キロメートルにつき1棟
その他の河川、海岸	水防区域延長3キロメートルにつき1棟

※注) 水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。

イ 水防資器材は、水防倉庫1棟につき表3に定めた基準により整備するよう努めるものとする。なお、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

(2) 備蓄数量

水防管理団体の倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『2水防管理団体の備蓄数量』」のとおりである。

第二節 通信連絡

1 県の無線通信施設

(1) 全般情報

愛知県高度情報通信ネットワークは、災害時には県民の安心を確保する防災行政無線として、平常時には県民サービスの向上を図る行政通信システムとして機能している。

このネットワークは、地上系の大容量多重無線回線及び衛星系の無線回線による2ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交換、WEB情報等の機能を提供している。また、防災情報システム、水防テレメータシステム、土砂災害監視システム、道路情報システム、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の通信基盤として利用されている。

車載型、可搬型又は携帯型の無線機を備えた陸上移動局は、その機動性を発揮して、災害現場等の状況に応じ、正確な情報をリアルタイムで収集・伝達することができる。

(2) 水位・雨量情報

ア 水防テレメータシステム

イ 自動応答

一部の水位観測所に、一般加入回線からの通話に対して水位を自動応答する装置が設置してある。

2 水防管理団体の無線通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通、携帯電話使用不能等に備えるため、水防用無線機を備えるよう努めなければならない。無線機については防水型で移動可能な機種を選定し、電源の確保にも留意する。平常から使用方法の周知や運用訓練等を行い、緊急時に備えることとする。

3 電話・電報施設の優先利用

災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話又は電報施設を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社の名古屋支店へ相談すること。）。

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする。

る電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・非常扱いの電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報のあて先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

(3) 携帯電話の活用

ア 災害時優先携帯電話の取扱

携帯電話から以下に規定された内容の通話を行う場合は、通信事業者との協議により定めた携帯電話から発信する通話に限り、優先的に取り扱われる。

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合で次に掲げる事項を内容とする通話。

(ア) 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの。

(イ) 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関）に対し行うもの。

イ 災害時優先携帯電話の登録

災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、防災局が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。

※県幹部に配布されている災害対策用携帯電話は全て災害時優先携帯電話である。

ウ 明示

災害時優先携帯電話には、当該携帯電話が災害時優先携帯電話であることがわかるように銘板等によりその旨を明示する。

(4) 専用電話の活用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（このような無線通信を「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

5 警察の通信設備の使用

警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用に利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）

6 放送の活用

災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民法各社）」参照）

7 その他の通信手段

県、水防管理団体及び関係機関は、インターネットの防災・天候・ニュース事項等掲載ページ、電子メール、携帯電話、携帯電話のメール機能等最新の情報通信手段及び地域有線放送その他の様々な通信方法に精通し、よりよい手段を模索するよう努めるものとする。

第三節 非常輸送

1 県における非常輸送

輸送力の確保、交通規制については、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

2 水防管理団体における非常輸送

水防管理団体は、水防時における水防要員、水防資器材の輸送のために、車両、舟艇等の確保に努め、その運用について事前に計画しておくものとするが、状況によっては、県警察及び市町村が誘導を行う。

第四章 非常配備

第四章 非常配備

第一節 県の非常配備

県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力で推進できるように「愛知県災害対策実施要綱」に基づく非常配備の体制を整える。なお、洪水等の災害が発生し、またはそのおそれがある等の場合、水防本部所属機関は、状況に応じ必要な人員を配置、増員すること。

1 非常配備の基準

(1) 第1非常配備

ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置にいたらない場合）。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曾川中流氾濫注意情報、木曾川下流氾濫注意情報、長良川下流氾濫注意情報、庄内川氾濫注意情報、矢作川氾濫注意情報、豊川及び豊川放水路氾濫注意情報、新川氾濫注意情報、天白川氾濫注意情報、日光川氾濫注意情報、境川・逢妻川氾濫注意情報、竜巻注意情報（本庁防災局のみ）

ただし、大雨注意報及び洪水注意報は6月～10月の間発表されたときに限る。

イ 災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したとき。

ウ 県内に震度4の地震が発生したとき。

エ 原子力災害の緊急事態区分で「警戒事態」「施設敷地緊急事態」の事象が発生したとき。

オ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。

(2) 第1非常配備の解除

ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) 第2非常配備（準備体制）

ア 次の予警報のいずれかが発表されたとき（災害情報センターの開設に至らないとき）。

大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報

イ その他小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。

ウ 原子力災害の緊急事態区分で、「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

エ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(4) 第2非常配備（準備体制）の解除

- ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(5) 第2非常配備（警戒体制）

次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。

- ア 次の特別警報のいずれかが発表されたとき
大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報
- イ 相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。
大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の
大津波警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情
報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾
濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報
- ウ その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。
- エ 県内に震度5弱の地震が発生したとき。
- オ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。

(6) 第2非常配備（警戒体制）の解除

- ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された非常配備において、東海地震に直ちに結びつくものでないと判断され、東海地震に関連する調査情報（解除）を受けたとき。

(7) 第3非常配備

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- イ 大規模な災害が発生したとき。
- ウ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- エ 東海地震注意情報が発表されたとき。
- オ 警戒宣言が発せられたとき。
- カ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、または重大な被害が発生したとき。
- キ 特に知事が必要と認めたとき。

(8) 第3非常配備の解除

- ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であったとき。
- イ 体制を縮小して対応できるとき。
- ウ 東海地震注意情報が発表された場合の非常配備において、東海地震注意情報の解除情報を受けたとき。
- エ 警戒宣言が発せられている場合の非常配備において、地震災害に関する警戒解除宣言に伴い、地震防災応急対策等に係る措置を中止すべき旨を受けたとき。

2 非常配備員の編成と報告

各部署局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。

非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災局長に報告するものとする。

第二節 水防管理団体の非常配備

1 水防管理団体の水防本部の非常配備

(1) 水防管理団体は、県水防本部に準じた非常配備体制を備え水防管理団体の水防計画書（作成していない場合は地域防災計画書）に明記するものとする。

(2) 非常配備につく時期及び解除については、水防管理者が、水防情報、気象情報等状況判断の上自主的に行うものとする。

2 水防団等の非常配備

(1) 水防団等の非常配備体制は、準備体制と出動体制とに分けて定めるものとし、水防管理団体の水防計画に明記するものとする。

準備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
出動	水防団員等が出動して水防活動を行う体制

(2) 準備、又は出動の各体制につく時期については、第七章水防警報、第八章洪水予報及び第十章水防活動に示すとおりである。

第五章 重要水防箇所

第五章 重要水防箇所

第一節 重要水防箇所

1 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
堤 防 斜 面 の崩れ（法崩れ） ・すべり	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ（洗掘）	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、そ	

	<p>箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による川岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>の対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			<p>新堤防で築造後 3 年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

(2) 県及び市町村管理区間

区分 番号	種 別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1 / 5 以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。</p>	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1 / 5 ~ 1 / 2 の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。</p>	<p>計画高水流量に対して計画堤防余裕高が 1 / 2 以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。</p>	<p>・堤防高不足</p>

	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績があるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所、堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪

7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所 で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等 工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

2 評定基準参考資料

(1) 基本事項

- a 前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。
- b 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。（左右岸の比較も含む）
- c 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- d 評定基準日は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

る。

(2) 参考図

次頁の図を参照

(3) 評定基準の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項	備考
2	堤防断面	B	堤防の上端幅 (天端幅) 不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端（天端）幅で読む。	
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。	
			堤防斜面（法面）不良	堤防斜面（法）崩壊、すべり、急激な沈下とする。	
			新堤	新堤と堤体盛土（既設堤防の上端（天端）幅の土）とする。	
6	深掘れ (洗掘)	A・B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。	
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。	
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。	

3 低地域の分布状況

県内における海拔1メートル以下の分布状況は資料編第3「愛知県水防計画付図」のとおりである。

4 重要水防箇所

- (1) 県内の河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、次頁以下の別表「5 重要水防箇所表」に示すとおりである。
- (2) 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書又は地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。
- (3) 河川、海岸又はため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

参考図

重要度 種別	A	B	C	備 考
堤防高	<p>河川一般部</p> <p>$h \leq H \times 1/5$</p>	<p>$h < H \times (1/5 \sim 1/2)$</p>	<p>$h \geq H \times 1/2 \sim h < H$</p>	<p>H: 余裕高〔計画〕 h: 余裕高〔現況〕 HWL: 計画高水位 HHWL: 計画高潮位</p>
	<p>河川高潮区間</p> <p>計画堤防 現況堤防 計画堤防</p>	<p>計画堤防 現況堤防 計画堤防</p>		
	<p>海岸</p> <p>設計高潮</p> <p>0.5mを越える</p>			
堤防断面	<p>$w \leq 1/2 \times W[A]$</p> <p>パラペット</p> <p>$h \geq 0.30m$</p>	<p>$w > 1/2 \times W[A] \sim w \leq 2/3 W[A]$</p> <p>パラペット</p> <p>$h < 0.30m$</p>		<p>W: 天端幅 A: 堤防断面積 w: 天端幅〔現況〕</p> <p>h: パラペット高</p>
	<p>$n < 2$ $m < 2$</p>	<p>$n \geq 2$ $m \geq 2$</p>		<p>法面不良A: 一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1:2未満とする。 法面不良B: 勾配が1:2以上であるが、法崩壊、すべりが発生すると思われる箇所</p>

5 河川海岸（国土交通省管理区間）

（略）

6 河川海岸（県管理区間）

（略）

7 河川海岸（市町村等管理区間）

（略）

8 ため池

（略）

9 堤外（堤防の川側）民有地

（略）

※本案においては、上記の表（33頁～84頁）は省略し、下記の集計表に代える。

		平成30年度		平成29年度		前年度から 削除		今年度新たに 追加		差し引き 増減	
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)
河川	国	631	301	638	305	29	20	22	16	▲7	▲4
	県	326	118	342	121	16	3	0	0	▲16	▲3
	市町村	129	83	129	83	0	0	0	0	0	0
	小計	1,086	502	1,109	509	45	23	22	16	▲23	▲7
海岸		17	16	17	16	0	0	0	0	0	0
ため池		374	32	263	24	6	0	117	8	111	8
合計		1,477	550	1,389	549	51	23	139	24	88	1

第二節 重要工作物

水防上重要な工作物は、次表のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

※本案においては、重要工作物の個別表（85頁～138頁）は省略し、下記の集計表に代える。

建設事務 所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田 加茂	新城 設楽	東三河	合計
箇所数	366	145	130	273	289	178	46	7	384	1818

第六章 水防に関する予報・警報

第六章 水防に関連する予報・警報

第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等(名古屋地方気象台発表)

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される市町村等に対して、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。

- (1) 大雨注意報
大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
- (2) 高潮注意報
台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
- (3) 洪水注意報
大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
- (4) 大雨警報
大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- (5) 高潮警報
台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
- (6) 洪水警報
大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
- (7) 大雨特別警報
大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
- (8) 高潮特別警報
台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
- (9) 気象情報
 - ア) 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
 - イ) 「記録的短時間大雨情報」
県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。
発表基準は、1時間雨量 100mm である。
 - ウ) 「土砂災害警戒情報」
愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと（*）に発表される。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（*）豊田市については豊田市西部と豊田市東部に分割（愛知県の二次細分区域）。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。

エ) 「竜巻注意情報」

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

カ) 「天候情報」

平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。

大雨・高潮の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・雨を要因とする特別警報の指標

①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

①	48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
②	3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm※2を超える格子のみをカウント対象とする）

土壌雨量指数※1：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

この値が大きいくほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm ※2：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

・台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とします。

警報・注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等	警報			注意報		
			大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮
西部	尾張東部	名古屋市	別表 1の基 準によ る	別表 2の基 準によ る	別表 5の基 準によ る	別表 3の基 準によ る	別表 4の基 準によ る	別表 6の基 準によ る
		瀬戸市						
		春日井市						
		犬山市						
		小牧市						
		尾張旭市						
		豊明市						
		日進市						
		長久手市						
		東郷町						
		一宮市						
	尾張西部	津島市						
		江南市						
		稲沢市						
		岩倉市						
		愛西市						
		清須市						
		北名古屋市						
		弥富市						
		あま市						
		豊山町						
		大口町						
		扶桑町						
		大治町						
		蟹江町						
	飛島村							
	知多地域	半田市						
		常滑市						
		東海市						
		大府市						
		知多市						
		阿久比町						
		東浦町						
		南知多町						
		美浜町						
		武豊町						
		西三河南部						
	碧南市							
	刈谷市							
	安城市							
西尾市								
知立市								
高浜市								
幸田町								
西三河北西部	豊田市西部(※1)							
	みよし市							
東部	西三河北東部	豊田市東部(※2)						
	東三河北部	新城市						
		設楽町						
		東栄町						
		豊根村						
	東三河南部	豊橋市						
		豊川市						
		蒲郡市						
		田原市						

(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

注)

1. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

愛知県外海及び伊勢・三河湾の各津波予報区に対しては、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報、津波予報、津波情報が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表する。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 1. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値 (第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ) を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区

において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ. 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次表のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く。)	(三重県の市町村は省略)

(別表1)大雨警報基準

平成29年7月7日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	23	130
	瀬戸市	25	88
	春日井市	22	138
	犬山市	23	104
	小牧市	24	143
	尾張旭市	19	152
	豊明市	24	130
	日進市	24	143
	長久手市	25	152
	東郷町	24	143
尾張西部	一宮市	23	—
	津島市	20	—
	江南市	17	—
	稲沢市	23	—
	岩倉市	23	—
	愛西市	23	—
	清須市	22	—
	北名古屋市	22	—
	弥富市	23	—
	あま市	18	—
	豊山町	19	—
	大口町	22	—
	扶桑町	23	—
	大治町	23	—
	蟹江町	22	—
飛島村	22	—	

知多地域	半田市	20	165
	常滑市	18	129
	東海市	22	138
	大府市	22	138
	知多市	20	130
	阿久比町	25	171
	東浦町	22	177
	南知多町	21	138
	美浜町	19	147
	武豊町	19	160
西三河南部	岡崎市	22	136
	碧南市	23	150
	刈谷市	24	166
	安城市	25	150
	西尾市	22	137
	知立市	25	—
	高浜市	23	155
	幸田町	24	140
西三河北西部	豊田市西部(※1)	19	88
	みよし市	18	157
西三河北東部	豊田市東部(※2)	18	132
東三河北部	新城市	19	133
	設楽町	20	133
	東栄町	18	163
	豊根村	18	147
東三河南部	豊橋市	24	136
	豊川市	21	138
	蒲郡市	23	130
	田原市	19	142

(※1) 豊田市西部: 豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部: 旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=20.2, 荒子川流域=23.2, 地蔵川流域=10.6, 香流川流域=14.7, 戸田川流域=6.5, 山崎川流域=13.2, 扇川流域=9.6	堀川流域=(11, 14.2), 荒子川流域=(21, 17.9), 地蔵川流域=(11, 9.5), 香流川流域=(11, 14.4), 山崎川流域=(11, 11.1), 扇川流域=(11, 8.6), 庄内川流域=(15, 28.9), 矢田川流域=(11, 23.5), 天白川流域=(13, 11)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=13, 矢田川流域=17.3	矢田川流域=(11, 15.5)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=17, 八田川流域=11.4, 地蔵川流域=11.3	内津川流域=(10, 16.8), 八田川流域=(10, 10.2), 地蔵川流域=(10, 43.8)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=17, 合瀬川流域=5.8, 薬師川流域=6.2, 郷瀬川流域=9.3	—	木曾川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=16, 合瀬川流域=10, 薬師川流域=8.6	大山川流域=(23, 10.4), 薬師川流域=(17, 6.4)	—
	尾張旭市	矢田川流域=18.9	矢田川流域=(12, 17.8)	—
	豊明市	正戸川流域=6.8, 皆瀬川流域=8.6	正戸川流域=(12, 6.1)8, 皆瀬川流域=(12, 7.7)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	日進市	天白川流域=8.6	天白川流域=(9, 7.7)	—
	長久手市	香流川流域=8.5	—	—
	東郷町	境川流域=13.6	—	—
尾張西部	一宮市	五条川流域=20.3, 青木川流域=10.9, 大江用水流域=11.4, 光堂川流域=4.1, 野府川流域=4.6	五条川流域=(18, 18.1), 青木川流域=(14, 7.3), 大江用水流域=(10, 10.2), 光堂川流域=(10, 3.5), 野府川流域=(10, 4.1), 日光川流域=(10, 14.2)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]

	津島市	善太川流域=8.4	日光川流域=(10, 23.2)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	江南市	五条川流域=18.4, 青木川流域=8, 日光川流域=4.1	青木川流域=(8, 7.2), 日光川流域=(8, 4)	木曾川中流[犬山]
	稲沢市	青木川流域=16.2, 大江用水流域=12.6, 三宅川流域=7.1, 領内川流域=7.1, 福田川流域=10.6	青木川流域=(14, 10.9), 三宅川流域=(8, 6.3), 領内川流域=(8, 5.7), 福田川流域=(8, 9.6), 日光川流域=(18, 19.1)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=12.4	五条川流域=(22, 11.1)	—
	愛西市	善太川流域=10.6, 領内川流域=11	—	木曾川中流 [笠松], 木曾川下流 [木曾成戸], 長良川下流 [長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川 [戸苅・古瀬]
	清須市	五条川流域=26.2	新川流域=(8, 29.2)	庄内川 [志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	北名古屋市	五条川流域=13.5, 水場川流域=7.4, 合瀬川流域=11.6	五条川流域=(22, 12), 合瀬川流域=(10, 10.3), 新川流域=(10, 26.1)	庄内川 [志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川 [水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=10.1, 筏川流域=12	—	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川 [戸苅・古瀬]
	あま市	五条川流域=24.7, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.1	蟹江川流域=(10, 13.1), 福田川流域=(10, 10.8), 新川流域=(10, 34.4)	庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	豊山町	大山川流域=21.5	—	庄内川[志段味],
	大口町	五条川流域=17.6	五条川流域=(10, 15.8)	—
	扶桑町	青木川流域=5.5	青木川流域=(8, 4.9)	木曾川中流[犬山]
	大治町	福田川流域=13	福田川流域=(10, 11.6), 新川流域=(10, 34.3)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]

	蟹江町	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=14.9	蟹江川流域=(10, 13.5)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	飛島村		—	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域=18.8, 神戸川流域=10	阿久比川流域=(12, 7.8), 神戸川流域=(12, 9.3)	—
	常滑市	稲早川流域=7.2, 矢田川流域=12.4, 前山川流域=8.4	稲早川流域=(11, 6.4), 矢田川流域=(11, 8.7), 前山川流域=(11, 8.4)	—
	東海市	大田川流域=10.2	大田川流域=(10, 9.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=9.3, 石ヶ瀬川(鞍流瀬川)流域=12.6, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=7.2	五ヶ村川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川(鞍流瀬川)流域= (12, 11.3), 皆瀬川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 6.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	知多市	信濃川流域=7.4	信濃川流域=(12, 6.6)	—
	阿久比町	阿久比川流域=10.5	阿久比川流域=(12, 9.5)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=21, 明德寺川流域=8.8, 石ヶ瀬川流域=13.4	五ヶ村川流域=(12, 17.9), 石ヶ瀬川流域=(12, 12)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	南知多町	内海川流域=12	—	—
	美浜町	稲早川流域=9.8	—	—
	武豊町	堀川流域=10.1	堀川流域=(12, 9.4)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=21.1, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.5, 占部川流域=10.4, 砂川流域=4, 伊賀川流域=5	広田川流域=(9, 20.1), 鹿乗川流域=(9, 5.1), 乙川流域=(15, 25.6), 占部川流域=(9, 8.6), 砂川流域=(19, 3.6), 伊賀川流域=(9, 3.7), 矢作川流域=(9, 78.8)	矢作川[高橋・岩津]

	碧南市	蜷川流域=4.9, 長田川流域=12.1	蜷川流域=(11, 4.4), 長田川 流域=(13, 6.6)	矢作川[岩津・米津]
	刈谷市	猿渡川流域=16.7, 発抗川流域=8.3	発抗川流域=(12, 8.2), 境川流域=(12, 23.9)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢 妻川]
	安城市	鹿乗川流域=12.4, 西鹿乗川流域=8.1, 猿渡川流域=12.8, 長田川流域=11.4, 半場川流域=6.3	鹿乗川流域=(11, 11.1), 西鹿乗川流域=(11, 7.4), 長田川流域=(13, 6.2)	矢作川[高橋・岩津・米津]
	西尾市	矢作古川流域=5, 北浜川流域=10.6, 広田川流域=23.9, 矢崎川流域=8.7, 朝鮮川流域=6.7	北浜川流域=(8, 7.2), 矢崎 川流域=(8, 7.3)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=12	猿渡川流域=(12, 10.8), 逢妻川流域=(12, 21.7)	矢作川[高橋・岩津] 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢 妻川]
	高浜市	高浜川流域=5.8	高浜川流域=(11, 5.2)	矢作川[岩津・米津]
	幸田町	広田川(永野)流域=21, 須美川流域=4, 広田川(町役場付近)流域=10.2, 相見川流域=9.8	須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)=(10, 9.1), 相見川流域=(10, 8.8)	矢作川[岩津]
西三河北西部	豊田市西部 (※1)	家下川流域=8.2, 巴川流域=40.2, 安永川流域=4.8, 加納川流域=6.5, 猿渡川流域=8.1, 逢妻男川流域=11.7, 逢妻女川流域=16.1	家下川流域=(10, 7.3), 巴川流域=(10, 36.1), 安永川流域=(10, 4.8), 加納川流域=(10, 5.8), 逢妻男川流域=(10, 11.2), 逢妻女川流域=(10, 15.7), 矢作川流域=(10, 58.5)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢 妻川]
	みよし市	境川流域=12.5	—	—
西三河北東部	豊田市東部 (※2)	矢作川流域=53.1, 名倉川流域=20.8, 巴川流域=40.2, 阿摺川流域=13.7, 大桑川流域=12.4	矢作川流域=(11, 47.7), 阿摺川流域=(11, 12.2), 大桑川流域=(11, 11.1)	—
東三河北部	新城市	宇連川流域=31.2, 当貝津川流域=16.9,	—	豊川及び豊川放水路[石田]

		海老川流域=18, 巴川(豊川水系)流域=15.5, 巴川(矢作川流域)=19.8		
	設楽町	油戸川流域=11.1, 当貝津川流域=19.6, 豊川流域=33.3, 名倉川流域=9.6	—	—
	東栄町	大千瀬川流域=29.7	—	—
	豊根村	大入川流域=22.7, 古真立川流域=14.2	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=10.7, 間川流域=6.6, 柳生川流域=7.5, 梅田川流域=12.8, 紙田川流域=9.5, 内張川流域=5.4	間川流域=(12, 5.9), 柳生川流域=(12, 6.7), 梅田川流域=(12, 9.4), 内張川流域=(12, 4.8), 豊川流域=(16, 45.3)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=13.3, 白川流域=10.5, 音羽川流域=12.6	—	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=8.7, 落合川流域=7.5	—	—
	田原市	汐川流域=16.8, 新堀川流域=6.8, 免々田川流域=6.2, 天白川流域=6.7	汐川流域=(12, 15.1), 天白 川流域=(12, 6.3)	—

(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表3)大雨注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	11	92
	瀬戸市	14	62
	春日井市	12	97
	犬山市	15	73
	小牧市	10	101
	尾張旭市	15	107
	豊明市	15	92
	日進市	12	101
	長久手市	14	107
	東郷町	15	101
尾張西部	一宮市	13	116
	津島市	10	116
	江南市	7	116
	稲沢市	11	116
	岩倉市	13	116
	愛西市	12	116
	清須市	11	116
	北名古屋市	13	116
	弥富市	12	116
	あま市	13	116
	豊山町	13	116
	大口町	13	116
	扶桑町	12	116
	大治町	13	116
	蟹江町	13	116
	飛島村	13	116

知多地域	半田市	16	117
	常滑市	14	91
	東海市	10	97
	大府市	16	97
	知多市	15	92
	阿久比町	15	121
	東浦町	16	125
	南知多町	13	97
	美浜町	15	104
	武豊町	15	113
西三河南部	岡崎市	9	96
	碧南市	13	106
	刈谷市	13	117
	安城市	10	106
	西尾市	9	97
	知立市	16	137
	高浜市	14	110
	幸田町	13	99
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	62
	みよし市	14	111
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	93
東三河北部	新城市	13	94
	設楽町	16	94
	東栄町	14	115
	豊根村	14	104
東三河南部	豊橋市	13	96
	豊川市	12	97
	蒲郡市	11	92
	田原市	15	100

(※1)豊田市西部:豊田市東部の区域を除く

(※2)豊田市東部:旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表4) 洪水注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
尾張東部	名古屋市	堀川流域=16.2, 荒子川流域=18.5, 地蔵川流域=8.4, 香流川流域=11.8, 戸田川流域=5.2, 山崎川流域=10.5, 扇川流域=7.6	堀川流域=(11, 12.8), 荒子川流域=(7, 16.1), 地蔵川流域=(7, 8.2), 香流川流域=(7, 11.8), 戸田川流域=(13, 2.6), 山崎川流域=(11, 5.9), 扇川流域=(7, 7.6), 庄内川流域=(7, 17.6), 新川流域=(7, 19.6), 矢田川流域=(11, 17.3), 天白川流域=(13, 9.9), 日光川流域=(7, 24.1)	庄内川[志段味・枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水系 天白川[天白川], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	瀬戸市	水野川流域=10.4, 矢田川流域=13.8	水野川流域=(7, 10.4), 矢田川流域=(7, 13.8), 庄内川流域=(7, 37)	庄内川[志段味]
	春日井市	内津川流域=13.6, 八田川流域=9.1, 地蔵川流域=9	内津川流域=(10, 10.9), 八田川流域=(6, 8.7), 地蔵川流域=(6, 6.4), 庄内川流域=(8, 19.2)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=13.6, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=4.9, 郷瀬川流域=7.4	五条川流域=(7, 13.6), 合瀬川流域=(7, 4.6), 薬師川流域=(7, 4.9), 郷瀬川流域=(7, 7.4), 木曾川流域=(7, 67.6)	木曾川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=12.8, 合瀬川流域=8, 薬師川流域=6.8	大山川流域=(6, 9.4), 合瀬川流域=(10, 6.4), 薬師川流域=(6, 5.8)	—
	尾張旭市	矢田川流域=15.1	矢田川流域=(7, 15.1)	—
	豊明市	正戸川流域=5.4, 皆瀬川流域=6.8	正戸川流域=(7, 5.4), 皆瀬川流域=(7, 4.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	日進市	天白川流域=6.8	天白川流域=(6, 6.8)	—
	長久手市	香流川流域=6.8	香流川流域=(7, 6.8)	—
	東郷町	境川流域=10.9	境川流域=(7, 10.6)	—

尾張西部	一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=5.7, 大江用水流域=9.1, 光堂川流域=3.2, 野府川流域=3.6	五条川流域=(10, 12.8), 青木川流域=(10, 5.7), 大江用水流域=(8, 5.5), 光堂川流域=(6, 2), 野府川流域=(6, 3), 木曾川流域=(6, 86), 日光川流域=(10, 8)	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	津島市	善太川流域=6.7	善太川流域=(10, 5.4) 日光川流域=(10, 16.5)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	江南市	五条川流域=14.7, 青木川流域=6.4, 日光川流域=3.2	五条川流域=(9, 11.8), 青木川流域=(5, 5), 日光川流域=(8, 1.7)	木曾川中流[犬山]
	稲沢市	青木川流域=11.8, 大江用水流域=10.1, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.6, 福田川流域=8.5	青木川流域=(10, 9.4), 三宅川流域=(5, 3.7), 領内川流域=(8, 4.5), 福田川流域=(5, 5.3), 日光川流域=(5, 17)	木曾川中流[笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	岩倉市	五条川流域=9.9	五条川流域=(10, 7.9)	—
	愛西市	善太川流域=8.5, 領内川流域=8.8	善太川流域=(6, 5.9), 領内川流域=(6, 8.8), 日光川流域=(10, 15.8)	木曾川中流[笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 長良川下流[長良成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	清須市	五条川流域=21	五条川流域=(9, 16.9), 新川流域=(8, 19.5)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	北名古屋市	五条川流域=10.7, 水場川流域=5.2, 合瀬川流域=9.2	五条川流域=(10, 8.6), 合瀬川流域=(10, 7.4), 新川流域=(6, 22.2)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	弥富市	善太川流域=8.1, 筏川流域=9.6	善太川流域=(6, 5.6), 筏川流域=(6, 9.6), 日光川流域=(6, 17.8)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	あま市	五条川流域=19.7, 蟹江川流域=10.9, 福田川流域=9.6	五条川流域=(9, 15.8), 蟹江川流域=(6, 8.6), 福田川流域=(6, 8.2), 新川流域=(6, 28.1)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	豊山町	大山川流域=17.2	大山川流域=(10, 13.8)	—
	大口町	五条川流域=14	五条川流域=(10, 11.2)	—
扶桑町	青木川流域=3.5	青木川流域=(5, 3.5)	木曾川中流[犬山]	

	大治町	福田川流域=10.3	福田川流域=(6, 8.8), 庄内川流域=(6, 25.4), 新川流域=(6, 27)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	蟹江町	福田川流域=8.1, 蟹江川流域=10.4	蟹江川流域=(10, 8.1)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
	飛島村		日光川流域=(6, 28.6)	愛知県日光川水系 日光川[戸苅・古瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域=15, 神戸川流域=8	阿久比川流域=(8, 13.2), 神戸川流域=(8, 7.1)	—
	常滑市	稲早川流域=5.7, 矢田川流域=9.9, 前山川流域=6.7	稲早川流域=(11, 4.6), 矢田川流域=(7, 7.8), 前山川流域=(7, 6.7)	—
	東海市	大田川流域=8.1	大田川流域=(6, 8.1)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]
	大府市	五ヶ村川流域=7.4, 石ヶ瀬川(鞍流瀬川)流域=10, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=5.7	五ヶ村川流域=(8, 7.4), 石ヶ瀬川(鞍流瀬川)流域=(8, 10), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 5.7) 境川流域=(13, 17.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	知多市	信濃川流域=5.9	信濃川流域=(7, 5.9)	—
	阿久比町	阿久比川流域=8.4	阿久比川流域=(7, 8.4)	—
	東浦町	五ヶ村川流域=14.7, 明德寺川流域=7, 石ヶ瀬川流域=10.6	五ヶ村川流域=(8, 14.7), 明德寺川流域=(8, 7), 石ヶ瀬川流域=(8, 10.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	南知多町	内海川流域=8.4	—	—
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7, 7.8)	—
	武豊町	堀川流域=8.1	堀川流域=(7, 7.1)	—
西三河南部	岡崎市	広田川流域=16.9, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.8, 占部川流域=8.3, 砂川流域=3.2, 伊賀川流域=4	広田川流域=(6, 16.9), 鹿乗川流域=(8, 3.3), 乙川流域=(10, 18.2), 占部川流域=(6, 7.7), 砂川流域=(10, 2.6), 伊賀川流域=(6, 3.3),	矢作川[高橋・岩津]

			矢作川流域=(9, 70)	
	碧南市	蜷川流域=3.9, 長田川流域=9.6	蜷川流域=(7, 3.7), 長田川流域=(9, 5.9)	矢作川[米津]
	刈谷市	猿渡川流域=13.3, 発抗川流域=6.6	猿渡川流域=(8, 12.9), 発抗川流域=(8, 5.3), 境川流域=(8, 16.8), 逢妻川流域=(8, 15.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	安城市	鹿乗川流域=9.9, 西鹿乗川流域=6.4, 猿渡川流域=10.2, 長田川流域=9, 半場川流域=5	鹿乗川流域=(7, 7.7), 西鹿乗川流域=(11, 5.2), 猿渡川流域=(7, 10.2), 長田川流域=(9, 5.5), 半場川流域=(7, 4.6), 矢作川流域=(11, 47.6)	矢作川[岩津]
	西尾市	矢作古川流域=4, 北浜川流域=8.4, 広田川流域=19.1, 矢崎川流域=6.9, 朝鮮川流域=5.3	北浜川流域=(5, 6.5), 矢崎川流域=(5, 6.6), 矢作川流域=(5, 74.8)	矢作川[岩津・米津]
	知立市	猿渡川流域=9.6	猿渡川流域=(8, 9.6), 逢妻川流域=(8, 19.3)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	高浜市	高浜川流域=4.4	高浜川流域=(7, 4.4)	—
	幸田町	広田川(永野)流域=16.8, 須美川流域=3.2, 広田川(町役場付近)流域=8.1, 相見川流域=7.8	須美川流域=(6, 3.2), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.1), 相見川流域=(6, 7.1)	—
西三河北西部	豊田市西部 (※1)	家下川流域=6.5, 巴川流域=32.1, 安永川流域=3.8, 加納川流域=5.2, 猿渡川流域=6.5, 逢妻男川流域=9.4, 逢妻女川流域=12.9	家下川流域=(6, 6.5), 巴川流域=(10, 25.7), 安永川流域=(6, 3.8), 加納川流域=(10, 4.2), 猿渡川流域=(6, 6.5), 逢妻男川流域=(6, 9.4), 逢妻女川流域=(6, 12.9), 矢作川流域=(10, 41.6)	矢作川[高橋・岩津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田・一ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=10	境川流域=(7, 10)	—
西三河北東部	豊田市東部 (※2)	矢作川流域=42.4, 名倉川流域=16.6, 巴川流域=31, 阿摺川流域=10.8, 大桑川流域=9.9	矢作川流域=(11, 33.9), 名倉川流域=(11, 13.3), 巴川流域=(13, 30.5), 阿摺川流域=(11, 8.6), 大桑川流域=(11, 7.9)	—

東三河北部	新城市	宇連川流域=24.9, 当貝津川流域=13.4, 海老川流域=14.4, 巴川(豊川水系)流域=12.4, 巴川(矢作川水系)流域=15.8	当貝津川流域=(13, 10.8), 海老川流域=(7, 14.4), 巴川(矢作川水系)流域=(12, 12.6), 豊川流域=(12, 37.8)	豊川及び豊川放水路[石田]
	設楽町	油戸川流域=8.8, 当貝津川流域=15.6, 豊川流域=26.6, 名倉川流域=7.6	当貝津川流域=(13, 12.5)	—
	東栄町	大千瀬川流域=23.7	—	—
	豊根村	大入川流域=18.1, 古真立川流域=11.3	—	—
東三河南部	豊橋市	神田川流域=8.5, 間川流域=5.2, 柳生川流域=6, 梅田川流域=10.2, 紙田川流域=7.6, 内張川流域=4.3	間川流域=(12, 5.2), 柳生川流域=(8, 6), 梅田川流域=(10, 6.6), 紙田川流域=(8, 7.4), 内張川流域=(8, 4.3), 豊川流域=(13, 35.8)	豊川及び豊川放水路[石田・当古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域=10.6, 白川流域=8.4, 音羽川流域=10	佐奈川流域=(6, 10.6), 豊川流域=(6, 49.3)	豊川及び豊川放水路 [石田・当古・放水路第1]
	蒲郡市	西田川流域=7, 落合川流域=6	落合川流域=(6, 6)	—
	田原市	汐川流域=8.4, 新堀川流域=5.4, 免々田川流域=4.9, 天白川流域=5.3	汐川流域=(12, 5.6), 新堀川流域=(12, 4.3), 免々田川流域=(12, 3.9), 天白川流域=(7, 4.8)	—

(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

(※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

(別表5)高潮警報基準

平成24年1月4日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位(標高m)	備考
尾張東部	名古屋市	2.5	
尾張西部	弥富市	3.3	
	飛島村	3.3	
知多地域	半田市	2.0	
	常滑市	2.5	
	東海市	2.9	
	知多市	2.9	
	東浦町	3.2	
	南知多町	1.8	
	美浜町	2.0	伊勢湾に面した地域
		2.0	知多湾に面した地域
西三河南部	武豊町	2.3	
	碧南市	2.2	
	刈谷市	2.3	
	西尾市	2.3	
東三河南部	高浜市	2.0	
	豊橋市	2.5	三河湾に面した地域
		3.5	外海に面した地域
	豊川市	2.5	
	蒲郡市	2.5	
	田原市	2.5	三河湾に面した地域
3.5		外海に面した地域	

(別表6)高潮注意報基準

平成24年1月4日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位(標高m)	備考
尾張東部	名古屋市	1.7	
尾張西部	弥富市	1.7	
	飛島村	1.7	
知多地域	半田市	1.6	
	常滑市	1.6	
	東海市	1.7	
	知多市	1.7	
	東浦町	1.6	
	南知多町	1.5	
	美浜町	1.6	伊勢湾に面した地域
		1.5	知多湾に面した地域
西三河南部	武豊町	1.6	
	碧南市	1.6	
	刈谷市	1.6	
	西尾市	1.6	
東三河南部	高浜市	1.6	
	豊橋市	1.7	三河湾に面した地域
		1.7	外海に面した地域
	豊川市	1.7	
	蒲郡市	1.7	
	田原市	1.6	三河湾に面した地域
1.7		外海に面した地域	

別表1～別表4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30以上」を意味する。
- (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

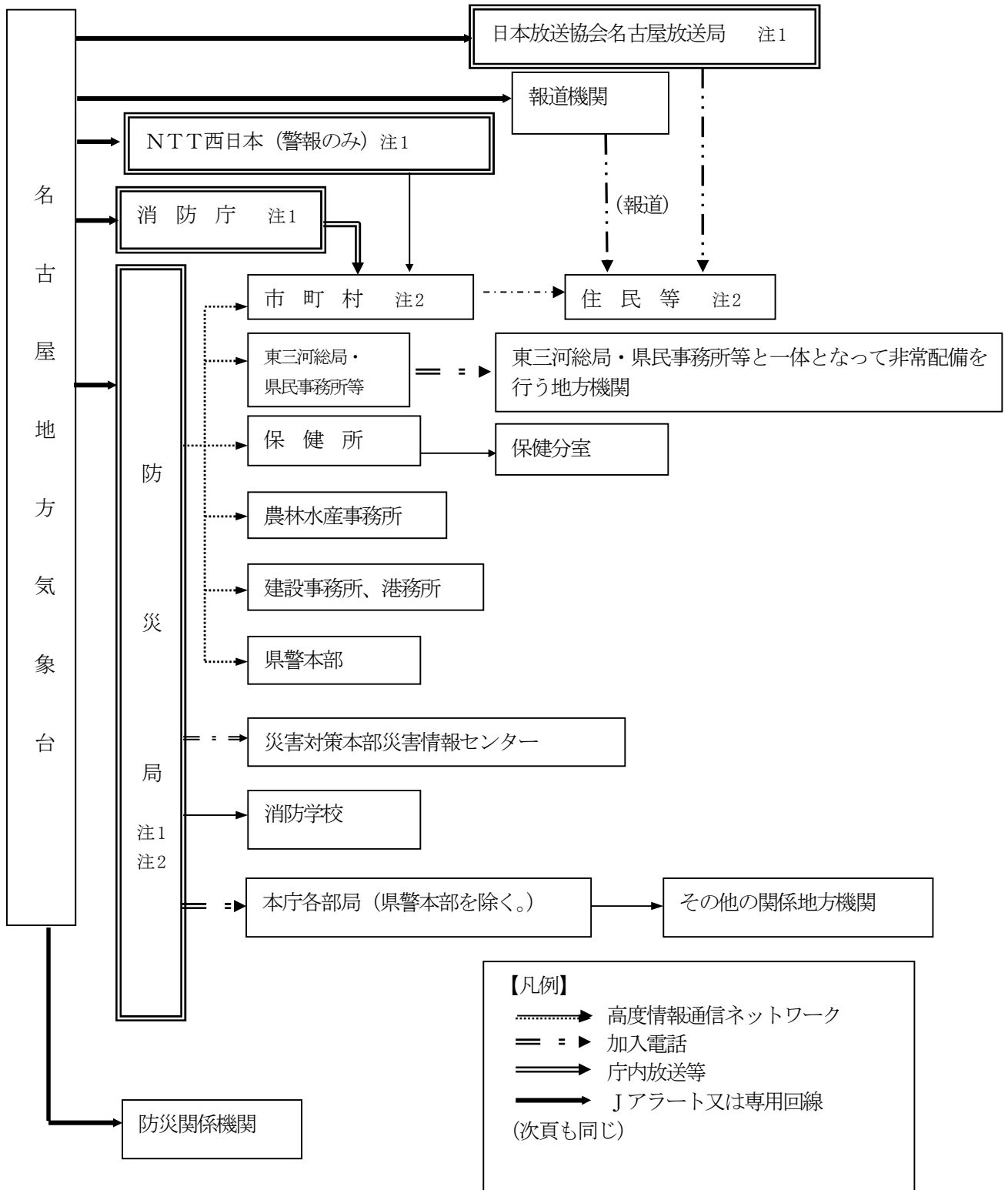
表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

第二節 水防に関連する予報・警報の伝達

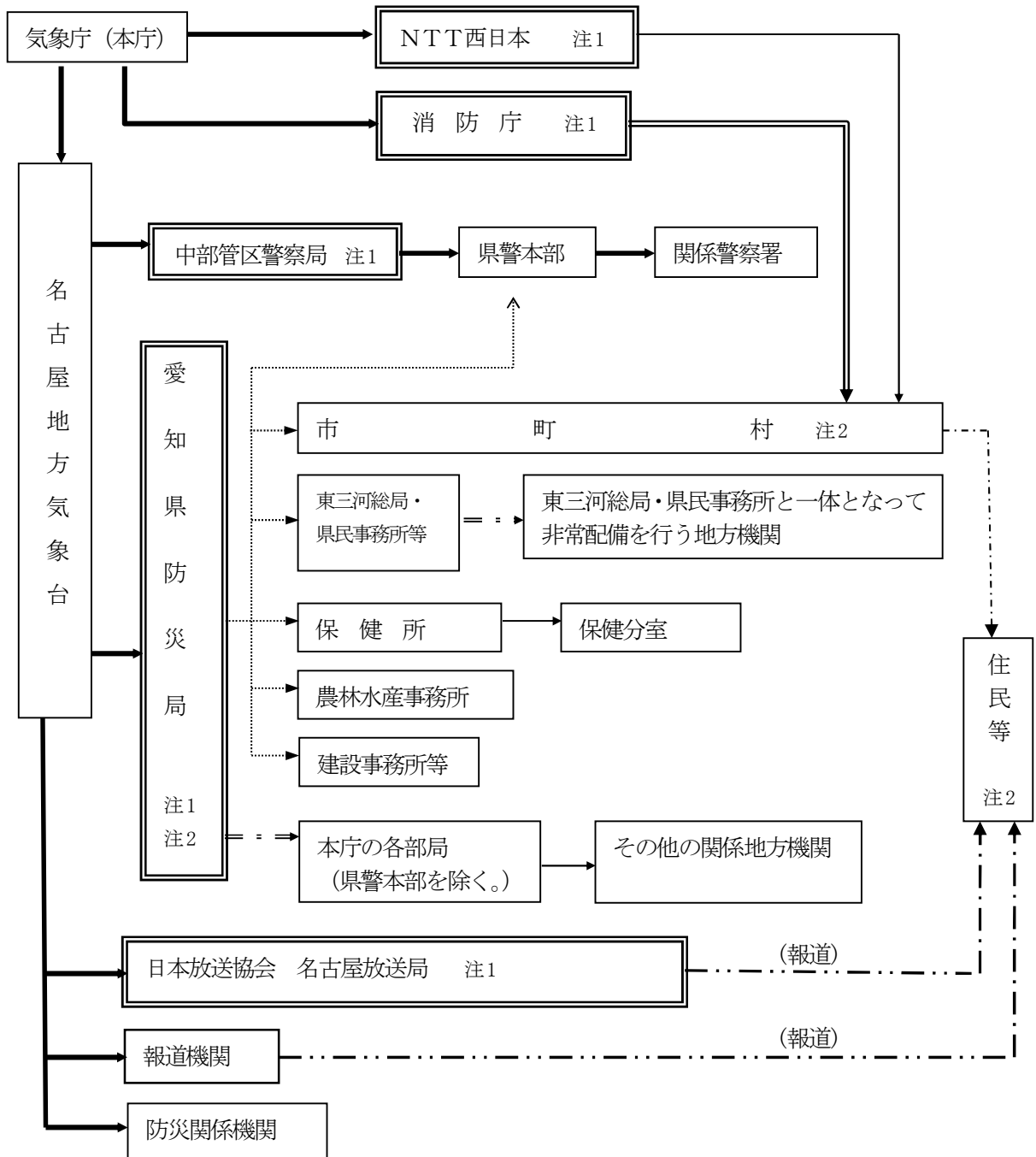
1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）



注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。

2 津波警報等の伝達系統図（愛知県及び市町村部分のみ）



注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている。

第七章 水防警報

第七章 水防警報

第一節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第二節 水防警報を行う河川及び海岸

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区 域			
木曾川	左岸	岐阜県可児市川合字西野二千七百九十三番二百十七地先		から 海まで
	右岸	同県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上三百五十一番地先		
長良川	左岸	岐阜県岐阜市日野北四丁目二番二地先		から 揖斐川合流点まで
	右岸	同県同市大字長良古津字小島山九百十九番四十七地先		
庄内川	左岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先	の三共橋	から 海まで
	右岸	同県同市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先		
矢田川	左岸	愛知県名古屋市東区砂田橋二丁目百五番一地先		から 庄内川合流点まで
	右岸	同県同市守山区更屋敷百一番地先		
矢作川	左岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先		から 海まで
	右岸	同県同市荒井町松島三百二十一番四地先		
豊川	左岸	愛知県新城市庭野字萩野十六番の三地先		から 海まで
	右岸	の新城橋下流端		
豊川放水路	幹川分流点から			から 海まで

(2) 津波に関する区域

河川名	位置
木曾川	左岸：河口から22.8kp+90mまで
	右岸：河口から18.8kp+135mまで
長良川	左岸：揖斐川合流点から18.8kp+135mまで
庄内川	右岸：河口から17.4kmまで
	左岸：河口から17.4kmまで
矢作川	右岸：河口から10.4kmまで
	左岸：河口から15.0kmまで
豊川	右岸：河口から23.6kmまで
	左岸：河口から23.0kmまで
豊川放水路	右岸：河口から幹線分流点まで
	左岸：河口から幹線分流点まで

注1) 地理的位置については資料編第3「愛知県水防計画付図」参照

注2) 津波に関する区域については、今後、津波災害警戒区域の設定により修正予定。

2 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川名	区域	
新川	庄内川分流点から	海まで
矢作古川	矢作川分流点から	海まで
天白川	植田川合流点から	海まで
日光川	野府川合流点から	海まで
八田川	春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から	庄内川合流点まで
境川	井堰川合流点から	海まで
逢妻川	逢妻女川、逢妻男川合流点から	海まで
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

注) 地理的位置については資料編第3「愛知県水防計画付図」参照

(2) 津波に関する区域

①海岸線を有する市町村(19市町村)

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

②津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河川名
名古屋市	天白川、新川、日光川、福田川
豊橋市	江川、紙田川、境川、梅田川、西ノ川、柳生川、佐奈川
一宮市	日光川、領内川、光堂川
半田市	稗田川、阿久比川、矢勝川、十ヶ川、神戸川
豊川市	善光寺川、佐奈川、音羽川、御津川、紫川
津島市	日光川、目比川、善太川
碧南市	高浜川、稗田川、油ヶ淵、長田川、蜷川
刈谷市	境川、逢妻川、恩田川、発杭川、猿渡川、下り松川、吹戸川、森前川、前川
安城市	鹿乗川、西鹿乗川、高浜川、油ヶ淵、半場川、朝鮮川
西尾市	矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川、朝鮮川
蒲郡市	落合川、紫川、西田川、拾石川
常滑市	矢田川、前山川
稲沢市	日光川、福田川、領内川、目比川、三宅川、光堂川
東海市	天白川、信濃川、横須賀新川、大田川
大府市	五ヶ村川、石ヶ瀬川、砂川、明神川、皆瀬川、境川
知多市	日長川、信濃川
知立市	猿渡川
高浜市	高浜川、稗田川、油ヶ淵、前川
田原市	池尻川、精進川、天白川、免々田川、新堀川、今池川、汐川、清谷川、蜷川
愛西市	日光川、領内川、目比川、三宅川、善太川
清須市	新川、五条川
北名古屋市	新川
弥富市	宝川、善太川、筏川
あま市	新川、五条川、福田川、目比川、蟹江川、西條小切戸川
大治町	新川、福田川、西條小切戸川
蟹江町	日光川、福田川、蟹江川、西條小切戸川
飛島村	日光川、宝川、筏川
阿久比町	阿久比川、矢勝川、福山川、草木川
東浦町	岡田川、五ヶ村川、石ヶ瀬川、明德寺川、豆搗川、須賀川、境川
南知多町	山海川
美浜町	五宝川、大川、布土川
武豊町	新川、堀川、石川

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。

第三節 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発令基準

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(単位：メートル)

①降雨等による河川の洪水に関するもの

河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者 (水防管理)	対象団体
木曾川	犬山	犬山市栗栖 (左岸59.7km付近)	5.80	9.20	10.40	14.21	—	木曾上流河川事務所長	愛知県尾張水害予防組合
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原 (右岸40.3km付近)	7.60	10.40	11.30	14.15	16.54 16.33		
	起	一宮市起 (左岸34.3km付近)	1.50	4.00	4.80	7.36	9.10 9.68		
	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.0km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曾川下流河川事務所長	海部地区水防事務組合
	葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町 (左岸8.8km付近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸24.1km付近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5	庄内川河川事務所長	名古屋市・清須市・海部地区水防事務組合 名古屋市・瀬戸市・春日井市 名古屋市
庄内川	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7km付近)	4.60	5.60	6.30	9.08	11.08 10.72		
	志段味	名古屋市守山区中志段味 (左岸32.7km付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18 10.34		
矢作川	瀬古	名古屋市守山区川西 (右岸合流点から3.6km)	2.80	3.30	5.00	5.71	8.04 7.82	豊橋河川事務所長	豊田市 ・岡崎市 豊田市 ・岡崎市 岡崎市・西尾市・安城市 西尾市 ・碧南市 新城市・豊橋市・豊川市 豊川市 ・豊橋市 豊橋市 豊川市 ・豊橋市
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸40.4km付近)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4		
	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸29.2km付近)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1		
	岡崎	岡崎市八帖町 (左岸23.2km付近)	4.90	5.80	7.50	10.72	13.4 12.4		
豊川	米津	西尾市米津町 (右岸9.8km付近)	4.90	6.00	7.50	10.87	12.0 11.9		
	石田	新城市庭野 (左岸27.6km付近)	2.40	4.20	4.70	8.13	10.9 20.3		
	当古	豊川市当古町 (右岸13.2km付近)	3.30	4.70	5.10	7.62	9.3 9.9		
豊川	豊橋	豊橋市船町 (左岸5.6km付近)	3.00	3.50	4.00	6.16	7.6 7.7	豊川市 ・豊橋市	
	放水路第1	豊川市柑子町 (右岸6.6km付近)	5.00	7.00	7.60	10.64	13.0 13.0		

②津波に関するもの

ア 発表の種類、内容、発表基準

種 類	内 容	発表基準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川（または海岸）状況が解消したと認める場合。

注) 津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

イ 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
木曽川	木曽川下流河川事務所
長良川	木曽川下流河川事務所
庄内川	庄内川河川事務所
矢作川	豊橋河川事務所
豊 川	豊橋河川事務所
豊川放水路	豊橋河川事務所

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上：左岸 下：右岸	発表者 (氾濫管理 者)	対象団体
新川	水場川外水位	清須市阿原 (右岸16.00km付近)	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建設事務所長	海部地区水防事務組合・名古屋市・稲沢市・清須市・北名古屋市・あま市・豊山町・大治町
矢作古川	小島	西尾市小島町 (左岸13.3km付近)	3.85	3.85	4.75	6.10	8.70 8.60	西三河建設事務所長	西尾市
	上横須賀	西尾市吉良町上横須賀 (左岸6.96km付近)	3.80	3.80	4.50	5.60	7.50 7.60		

天 白 川	天 白 川	名古屋市南区中江二丁目 (右岸7.37km付近)	T.P. 2.90	T.P. 3.95	T.P. 4.90	T.P. 6.05	T.P. 8.94 8.94	尾張建 設事務 所長	名古屋市 ・東海市
日 光 川	戸 荻	一宮市萩原町築込 (左岸名鉄尾西線上流170m)	T.P. 1.70	T.P. 2.30	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建 設事務 所長	愛知県尾張水 害予防組合・ 海部地区水防 事務組合・名 古屋市
	古 瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流500m)	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 1.90	T.P. 3.20 3.04	海部建 設事務 所長	
八 田 川	味 美	春日井市味美町3丁目 (右岸合流点から2.4km)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建 設事務 所長	名古屋市・春 日井市・北名 古屋市 ・豊山町
境 川	泉 田	刈谷市泉田町 (左岸河口から7.33km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. 5.20	T.P. 8.30 8.30	知立建 設事務 所長	豊明市・大府 市・東浦町・ 刈谷市・知立 市・豊田市
逢 妻 川	一 ツ 木 逢 妻 川	刈谷市一ツ木町 (左岸河口から8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 5.90		

(3) 知事が水防警報を行う海岸

市町村等を まとめた地域 (参考)	発表区域 (市町村名)	発表基準 (標高m)		堤防高	発表者 (建設事 務所長)	備考	
		準備	出動				
尾張東部	名古屋市	1.7	2.5	資料編第3「愛知県水防計画付図」参照	尾張		
尾張西部	弥富市※1	1.7	3.3		海部		
	飛島村※1	1.7	3.3				
知多地域	東海市	1.7	2.9		知多		
	知多市	1.7	2.9				
	常滑市	1.6	2.5				
	美浜町※2		1.6			2.0	伊勢湾側
			1.5			2.0	知多湾側
	南知多町	1.5	1.8				
	武豊町	1.6	2.3				
	半田市	1.6	2.0				
東浦町	1.6	3.2					
西三河南部	刈谷市	1.6	2.3		知立		
	高浜市	1.6	2.0				
	碧南市	1.6	2.2				
	西尾市	1.6	2.3				
東三河南部	蒲郡市	1.7	2.5		西三河		
	豊川市	1.7	2.5				
	豊橋市※2		1.7			2.5	三河湾側
			1.7			3.5	外海側
	田原市※2		1.6	2.5		三河湾側	
			1.7	3.5		外海側	

※1・・・発令対象に海部地区水防事務組合を含む

※2・・・いずれかが基準潮位に達すると予測される場合に発表

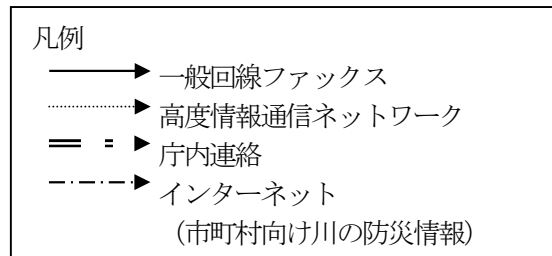
- (4) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸
 気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を公表した場合

2 水防警報の段階と内容

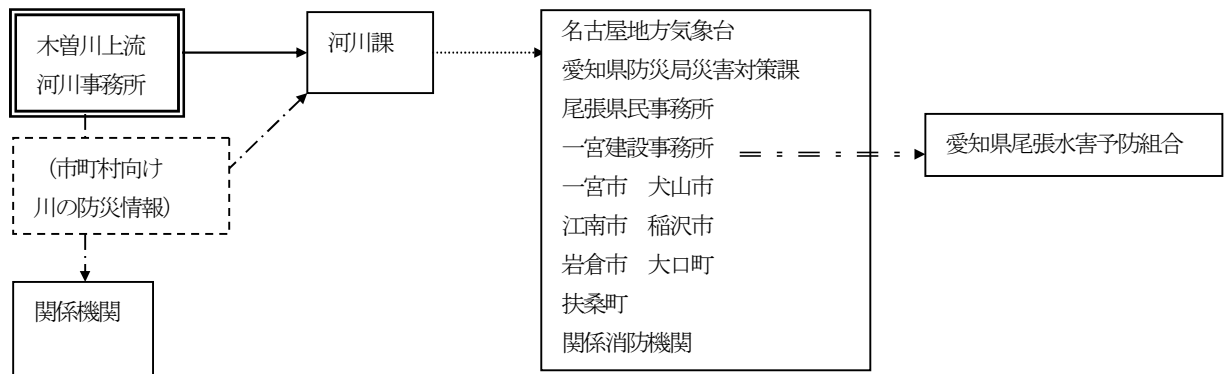
段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出勤を通知するもの。
出 動	出勤水位を超過し、水防団員等の出勤を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

第四節 水防警報伝達系統

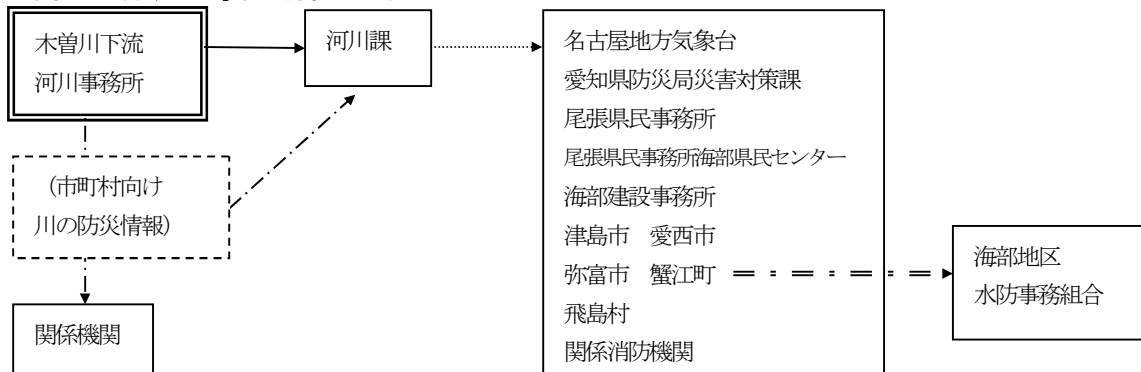
1 国土交通大臣が水防警報を行う河川



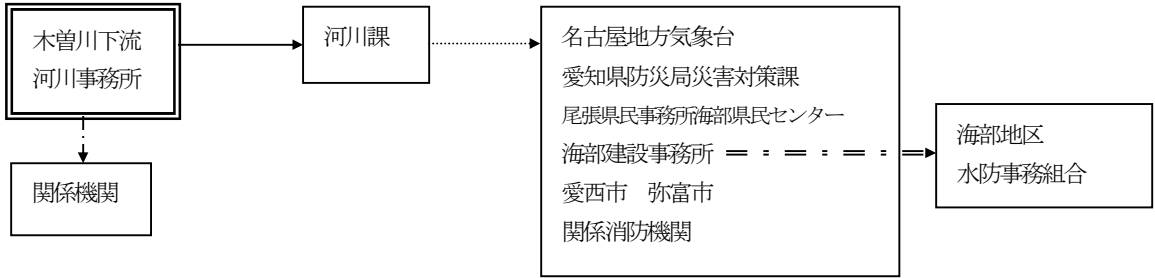
(1) 木曾川（犬山・笠松・起地区）



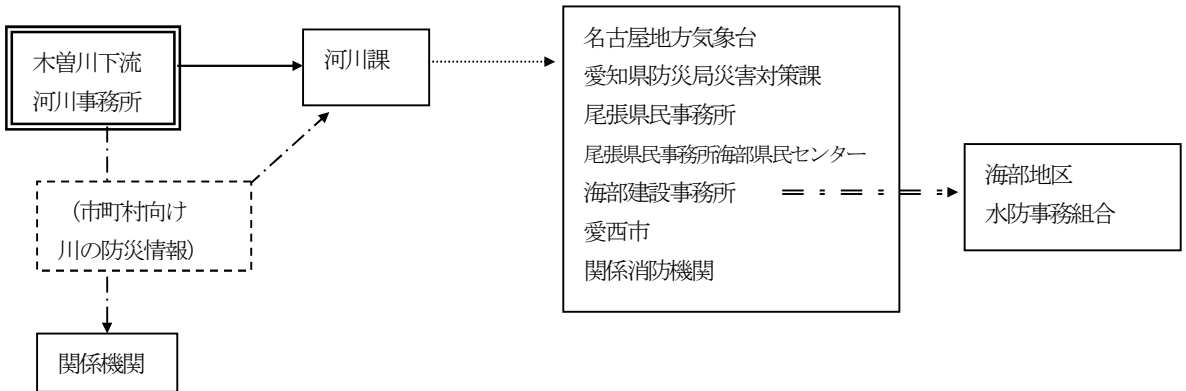
(2) 木曾川（成戸・葛木・弥富地区）



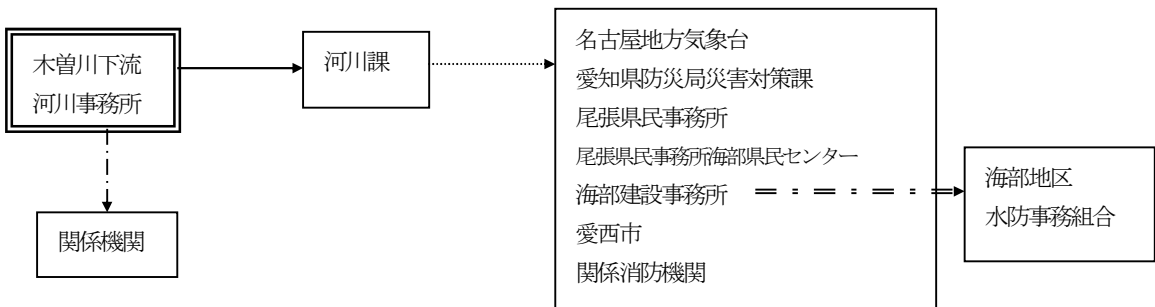
(3) 木曾川（津波水防警報）



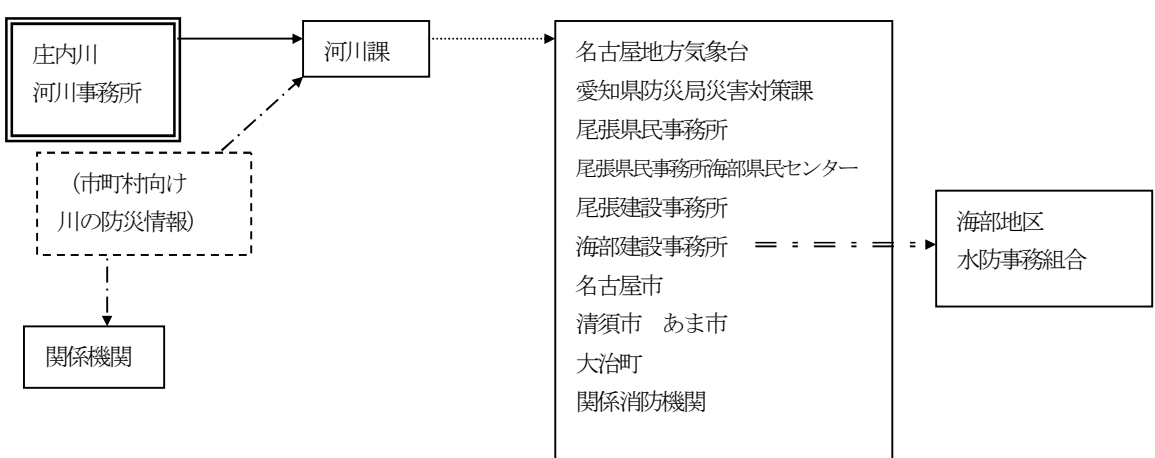
(4) 長良川（長良成戸地区）



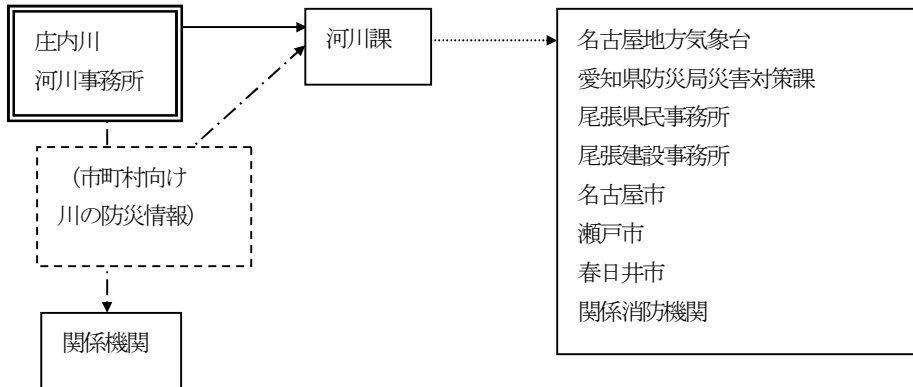
(5) 長良川（津波水防警報）



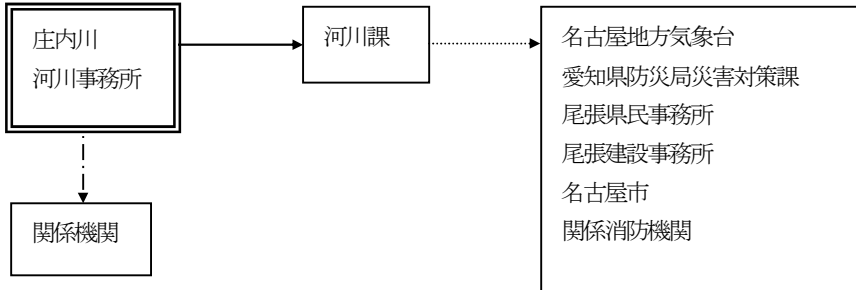
(6) 庄内川（枇杷島地区）



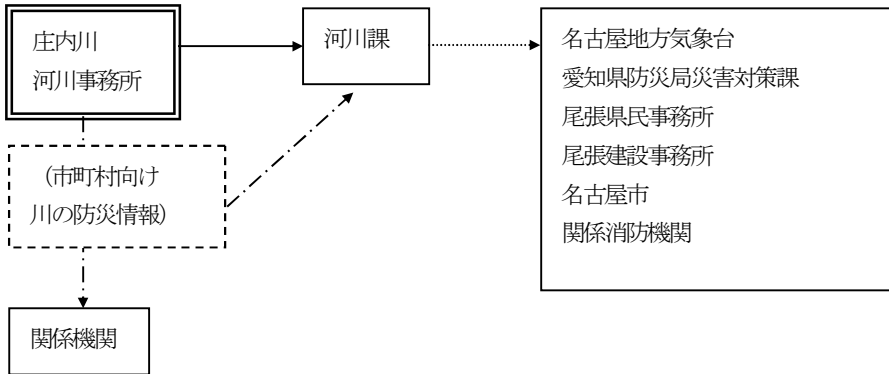
(7) 庄内川（志段味地区）



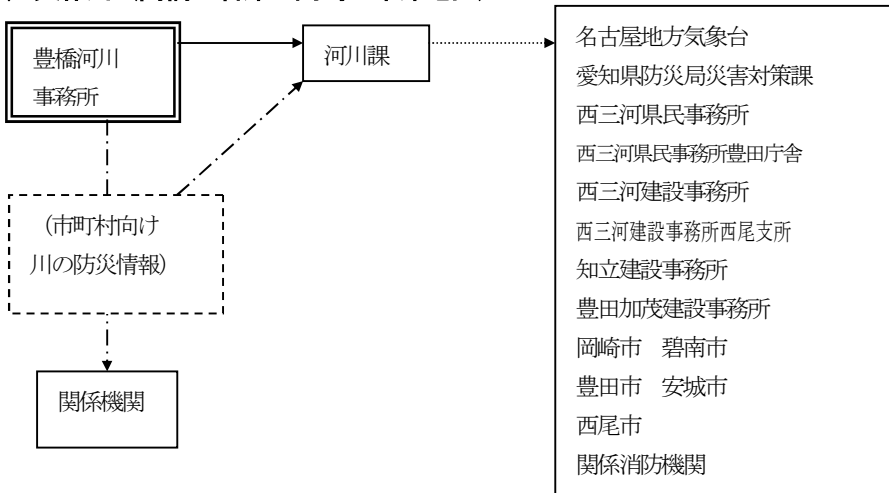
(8) 庄内川（津波水防警報）



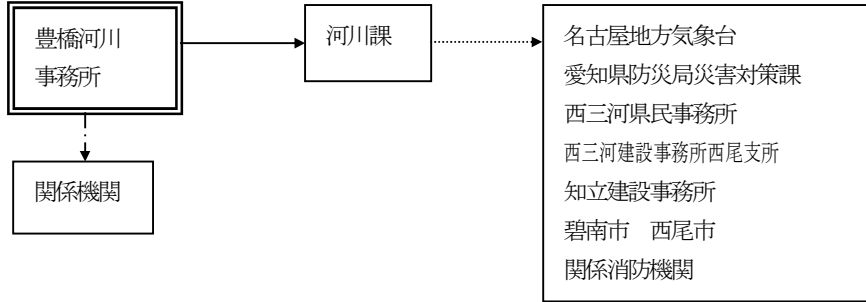
(9) 矢田川（瀬古地区）



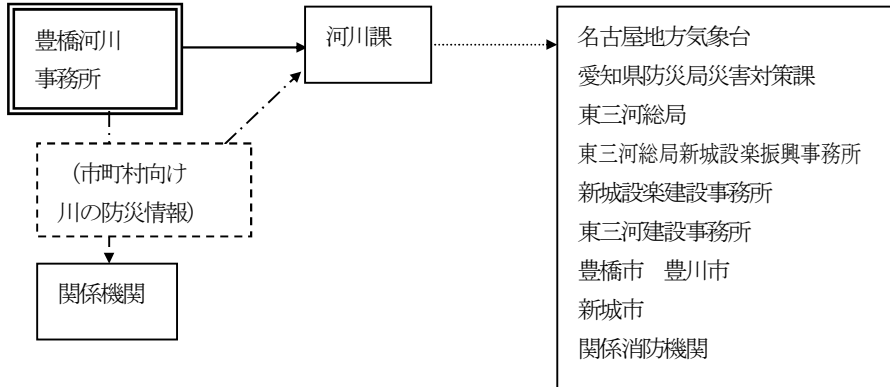
(10) 矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）



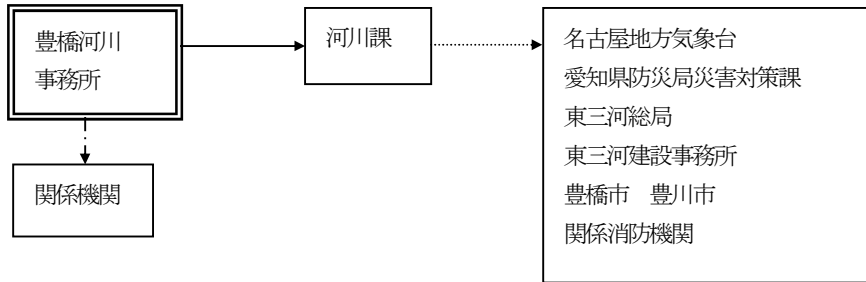
(11) 矢作川（津波水防警報）



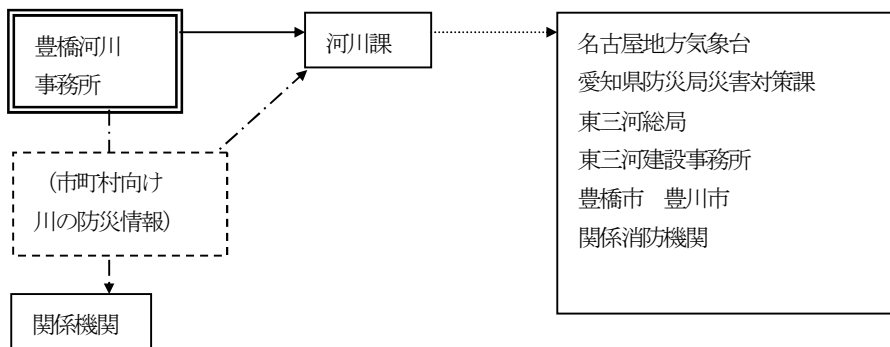
(12) 豊川（石田・当古・豊橋地区）



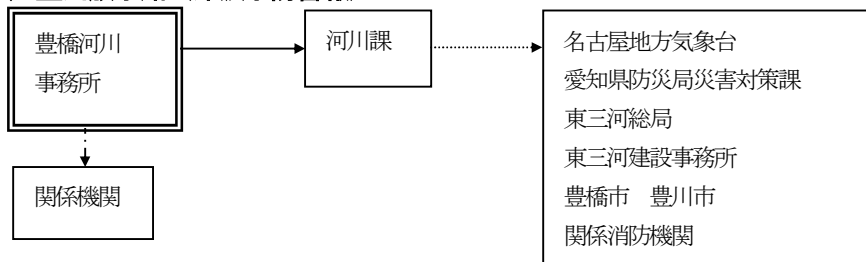
(13) 豊川（津波水防警報）



(14) 豊川放水路

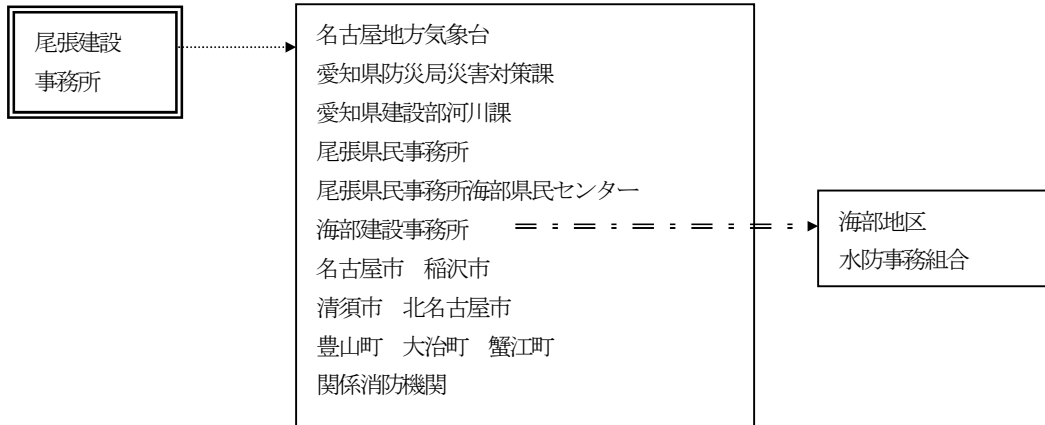


(15) 豊川放水路（津波水防警報）

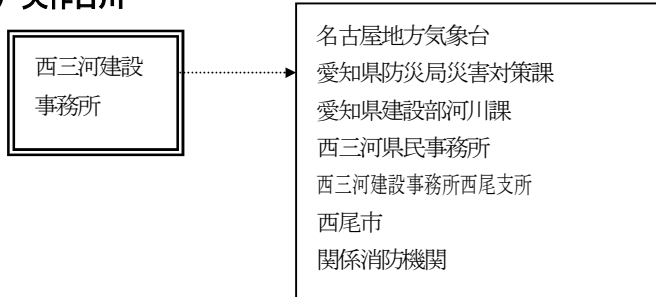


2 知事が水防警報を行う河川及び海岸

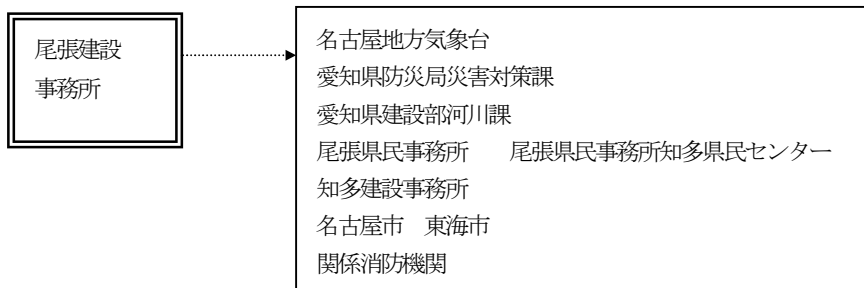
(1) 新川



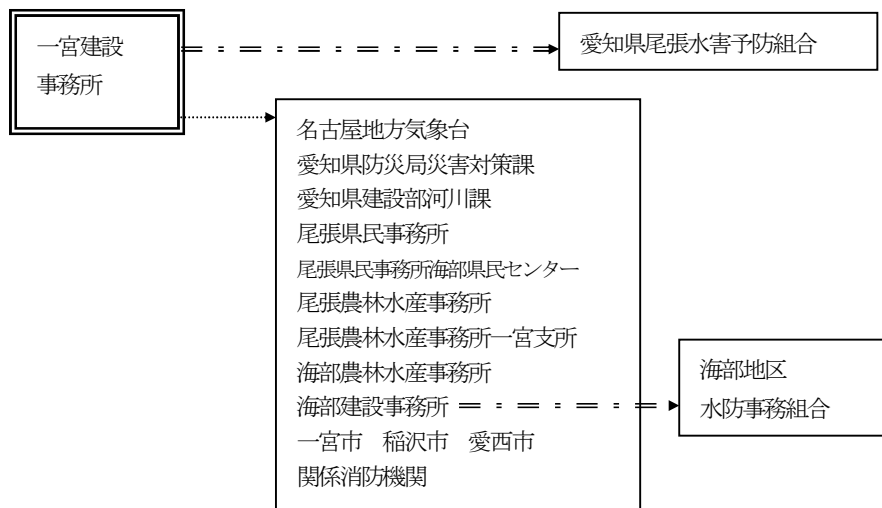
(2) 矢作古川



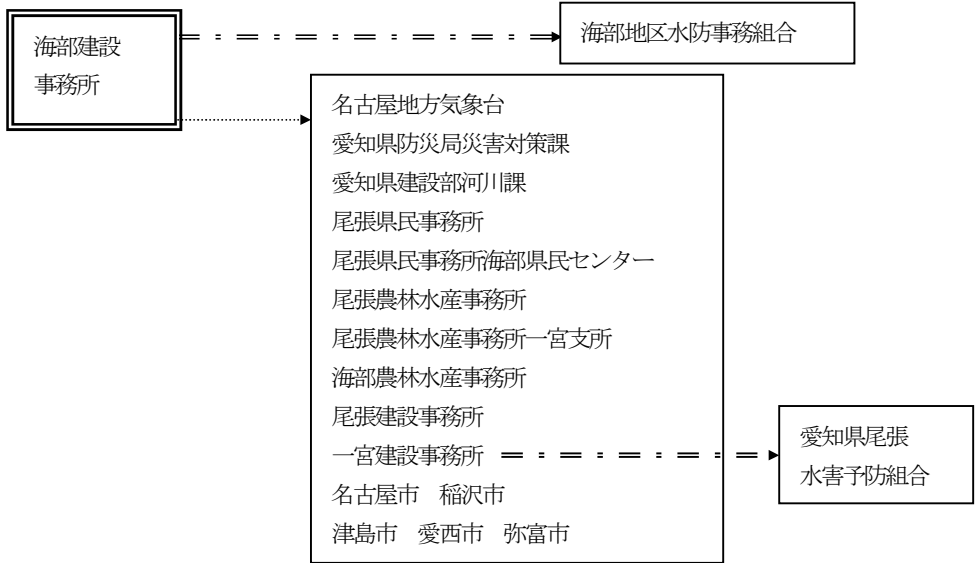
(3) 天白川



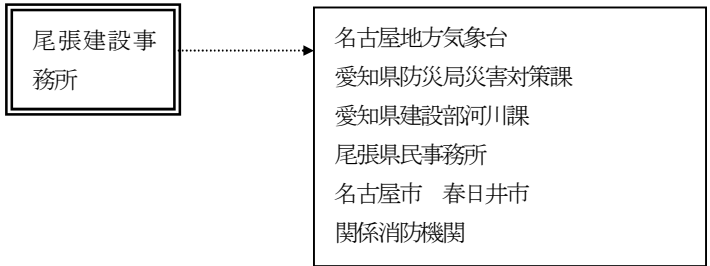
(4) 日光川（戸苅地区）



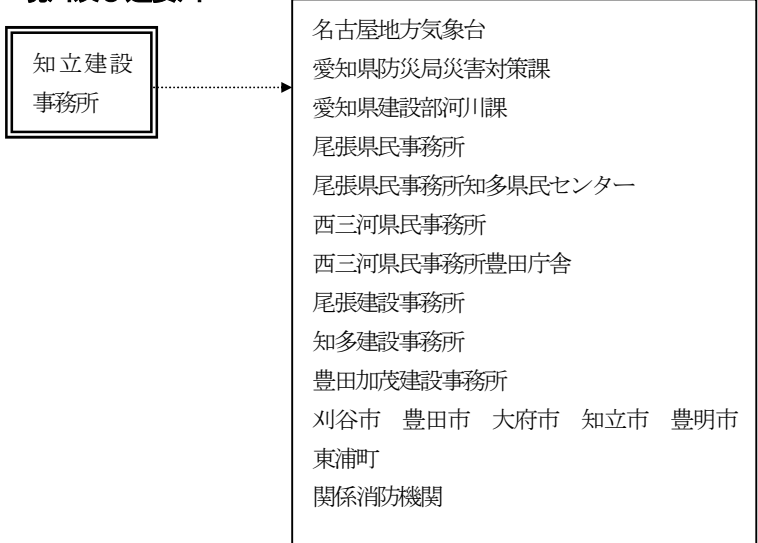
(5) 日光川（古瀬地区）



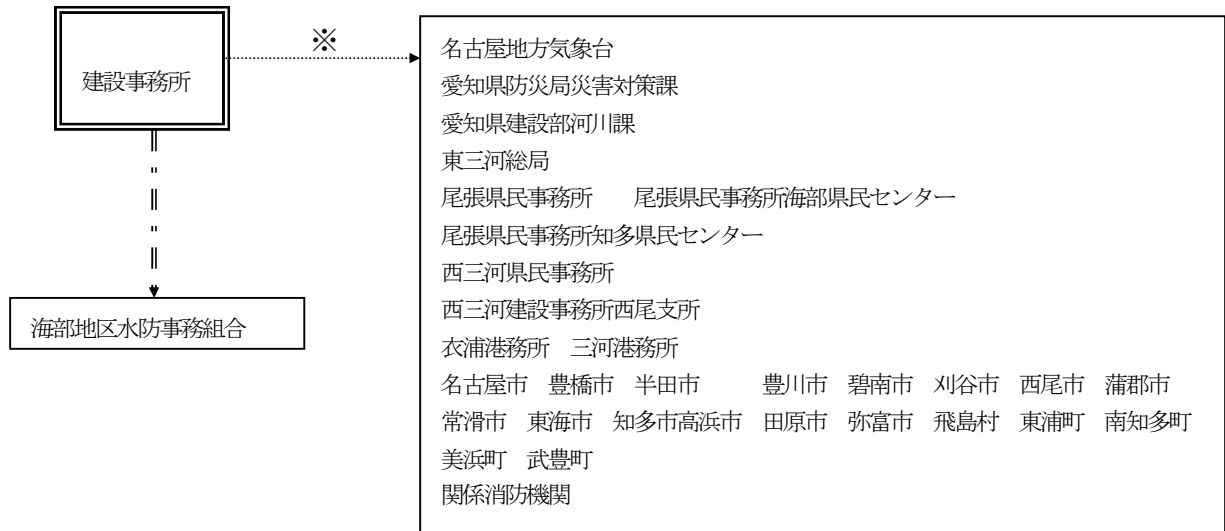
(6) 八田川



(7) 境川及び逢妻川

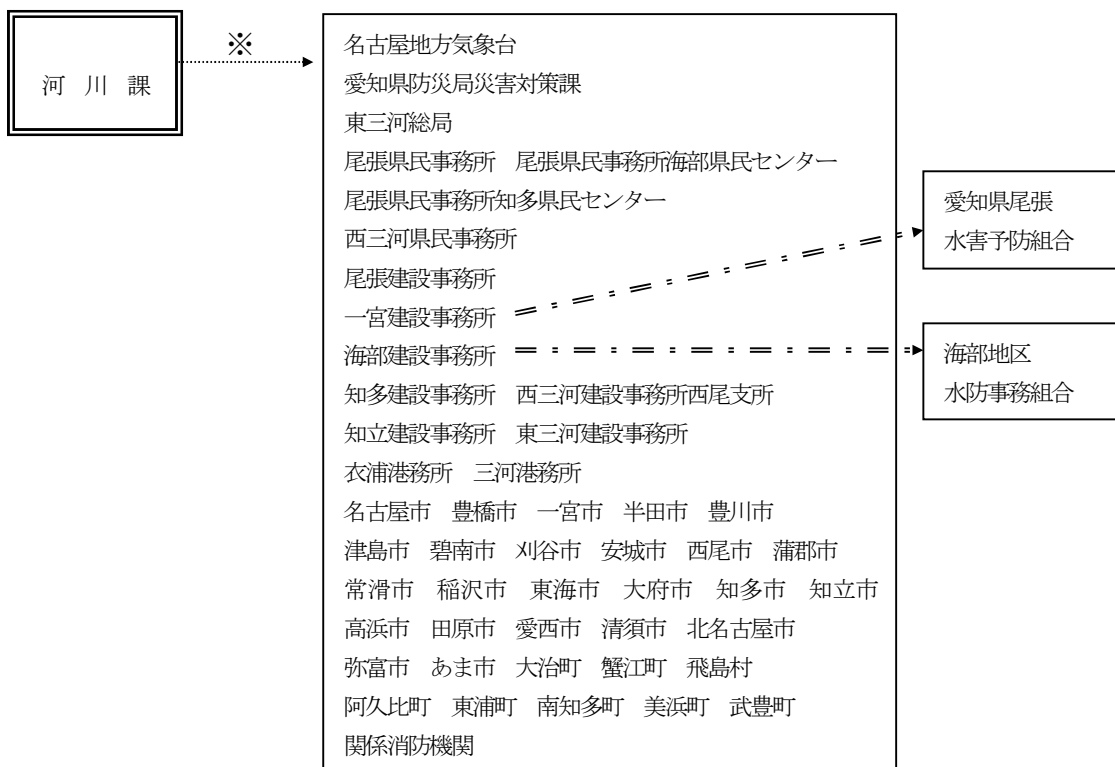


(8) 高潮水防警報（愛知県沿岸）



※各建設事務所所管の範囲で該当する対象を選択のうえ発表

(9) 津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）



※警報対象区域の関係機関に対し伝達

第五節 水防警報発表受報様式
1 津波水防警報国土交通省発表様式

水防警報（津波）

種 類	情報収集・出 動・解 除	
発表河川		第_____号
日 時	国土交通省中部地方整備局 平成 年 月 日 時 分 〇〇河川事務所発表	
番 号	発 表 内 容	
1	平成〇〇年〇月〇日〇時〇分に 大津波警報・津波警報 が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。	
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。	
	今後の水防活動に備え、水防団員の安全を確保し待機して下さい。	
2	〇〇湾に発表されていた 大津波警報・津波警報 は、平成〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。	
	水防機関は、出動し水防活動を行って下さい。引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意して下さい。	
3	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。	

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

2 河川水防警報知事発表様式

川	準備・出動・情報・解除	水防警報 第 号
		愛知県 建設事務所 発表 平成 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所の水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。
(予想)	4	地方气象台 時 分の発表によれば、 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm(24時間)の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況			月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)							
			観測所	現在水位	水防団 待機 (通報 水位)	氾 濫 注意 (警戒 水位)	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	氾 濫 危険 (危険 水位)	計画高 水位
洪水 予報	川									
水防 警報										

(注意事項)
 ・水位の情報は最新のものを確認すること
 インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
 ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
 愛知県 ○○建設事務所
 ○○課 0XXX-XX-XXXX

3 海岸水防警報知事発表受報様式

高潮水防警報 第__号 (準備・出動・情報) ※○で囲む

平成__年__月__日__時__分 愛知県〇〇建設事務所長発表

高潮水防警報発令市町村 (○を付した市町村)

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

※管内全ての市町村に送付しています。

名古屋地方気象台は、__月__日__時__分
上記地域の高潮 (注意報・警報) を発表しました。

準備	<p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高_____m・弥富市 標高_____m・飛島村 標高_____m 半田市 標高_____m・常滑市 標高_____m・東海市 標高_____m 知多市 標高_____m・東浦町 標高_____m・南知多町 標高_____m 美浜町 (伊勢湾) 標高_____m・美浜町 (知多湾) 標高_____m 武豊町 標高_____m・西尾市 標高_____m・碧南市 標高_____m 刈谷市 標高_____m・高浜市 標高_____m・豊橋市 (三河湾) 標高_____m 豊橋市 (外海) 標高_____m・豊川市 標高_____m・蒲郡市 標高_____m 田原市 (三河湾) 標高_____m・田原市 (外海) 標高_____m</p> <p>水防の準備に入り、厳重に警戒してください。</p>
出動	<p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高_____m・弥富市 標高_____m・飛島村 標高_____m 半田市 標高_____m・常滑市 標高_____m・東海市 標高_____m 知多市 標高_____m・東浦町 標高_____m・南知多町 標高_____m 美浜町 (伊勢湾) 標高_____m・美浜町 (知多湾) 標高_____m 武豊町 標高_____m・西尾市 標高_____m・碧南市 標高_____m 刈谷市 標高_____m・高浜市 標高_____m・豊橋市 (三河湾) 標高_____m 豊橋市 (外海) 標高_____m・豊川市 標高_____m・蒲郡市 標高_____m 田原市 (三河湾) 標高_____m・田原市 (外海) 標高_____m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p>
情報	

受報日時	受報者
月 日	
時 分	

高潮水防警報 第__号 (解除)

平成__年__月__日__時__分

愛知県〇〇建設事務所長発表

名古屋地方気象台は、__月__日__時__分
 下記地域の高潮（注意報・警報）を解除しました。

(○を付した市町村)

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

※管内全ての市町村に送付しています。

したがって、上記地域の高潮水防警報 (準備)・(出動) を **角** 解除します。

受報日時	受報者
月 日	
時 分	

4 津波水防警報知事発表受報様式

愛知県＜津波＞水防警報 第____号

平成____年____月____日____時____分

愛知県水防本部長発表

気象庁は、____月____日____時____分に

愛知県外海	津波注意報
	津波警報
	大津波警報
伊勢・三河湾	津波注意報
	津波警報
	大津波警報

を

発表
解除

 しました。

1	<p>沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。 本地区の水防団等は、気象庁・名古屋地方気象台の地震・津波情報に留意し、安全を確保できると判断される範囲で水防活動に従事してください。 (安全が確保できない場合は待機・避難すること) なお、今後とも気象庁の発表する地震・津波情報に十分に注意し、万全を期すとともに厳重に警戒してください。</p>
2	<p>したがって、同地域の「津波水防警報」を解除します。</p>

受報日時	受報者
月 日 時 分	

津波到達までに時間的余裕がある場合は、以下の情報も送付する

県内の津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地点の満潮位は次のとおりです。

○津波到達予想時刻

津波予報区	月 日	時 刻
伊勢・三河湾	月 日	時 分
愛知県外海	月 日	時 分

○予想される津波の高さ

津波予報区	予想される高さ
伊勢・三河湾	m
愛知県外海	m

○各地点の満潮位

予報区	地 点	月 日	時 刻
伊勢・三河湾	名古屋港	月 日	時 分
		月 日	時 分
	衣浦港	月 日	時 分
		月 日	時 分
三河港	月 日	時 分	
	月 日	時 分	
一色	月 日	時 分	
	月 日	時 分	
愛知県外海	赤羽根	月 日	時 分
		月 日	時 分

第八章 洪水予報

第八章 洪水予報

第一節 意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。

(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域

1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	区 域				
木 曾 川 (中流)	左 岸	岐阜県可児市川合字西野二千七百九十三番二百十七地先	から	愛知県愛西市給父町新田三百九十八番二地先	まで
	右 岸	同県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上三百五十一番地先			
木 曾 川 (下流)	左 岸	愛知県愛西市給父町新田三百九十八番二地先	から	海	まで
	右 岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先			
長 良 川 (下流)	左 岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先	から	揖斐川への合流点	まで
	右 岸	同県海津市平田町勝賀字村北三百二十四番二十一地先			
庄内川※)	左 岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先の三共橋	から	海	まで
	右 岸	同市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先の三共橋			
矢田川※)	左岸	愛知県名古屋市中区砂田橋二丁目百五番一地先の宮前橋	から	庄内川への合流点まで	まで
	右 岸	同県同市守山区更屋敷百一番地先の宮前橋			
矢 作 川	左 岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先	から	海	まで
	右 岸	愛知県豊田市荒井町松島三百二十一番四地先			
豊 川	左岸	愛知県新城市庭野字萩野十六番地の三地先の新城橋	から	海	まで
	右岸	下流端			
豊川放水路	左岸	豊川からの分派点	から	海	まで
	右岸				

※) 庄内川と矢田川の洪水予報は、「庄内川洪水予報」の名称により一体で運用されている。

2 知事が指定した河川

河川名	区 域	指定日 ()内は水位周知河川 に指定された時期
新 川	左右岸 庄内川からの分派点 から 海まで	平成14年5月31日
天 白 川	左右岸 植田川合流点 から 海まで	平成20年6月1日 (平成17年7月1日)
日 光 川	左右岸 野府川合流点 から 海まで	平成20年6月1日 (平成17年7月1日)
境 川	左右岸 井堰川合流点 から 海まで	平成20年6月1日 (平成18年6月1日)
逢 妻 川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点 から 海まで	平成20年6月1日 (平成18年6月1日)

第三節 洪水予報に関する基準地点

1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
木曾川	今渡	岐阜県可児市今渡町西浅間(左岸69.4k)	4.00	5.50	11.10	11.50
	犬山	犬山市栗栖(左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原(右岸40.3k)	7.60	10.40	13.40	13.60
	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸(右岸24.0k)	4.40	5.80	8.70	8.90
長良川	忠節	岐阜県岐阜市忠節町(左岸50.2k)	1.00	2.00	5.30	5.50
	墨俣	岐阜県大垣市墨俣町(右岸39.4k)	2.50	4.00	7.20	7.70
	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸(左岸24.1k)	3.00	4.50	6.70	7.00
庄内川	志段味	愛知県名古屋市守山区中志段味 (左岸32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40
	枇杷島	愛知県清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90
矢田川	瀬古	愛知県名古屋市守山区川西 (右岸3.6k)	2.80	3.30	5.20	5.50
矢作川	高橋	愛知県豊田市中島町(右岸40.4k)	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	愛知県岡崎市西蔵前町(左岸29.2k)	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	愛知県西尾市米津町(右岸9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30
豊川	石田	愛知県新城市庭野(左岸27.6k)	2.40	4.20	6.20	7.40
	当古	愛知県豊川市当古町(右岸13.2k)	3.30	4.70	6.20	7.10
豊川 放水路	放水路 第一	愛知県豊川市柑子町(右岸6.6k)	5.00	7.00	9.10	9.10

2 知事が指定した河川

(水位はT.P.)

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
新川 ※	水場川 外水位	清須市阿原町(右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20
天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目 (右岸7.37km付近)	2.90	3.95	4.90	6.05
日光川 ※	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地 (左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30	2.90	3.50
	古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先 (左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	1.60	1.90
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2 (河口から7.33km)	3.10	3.85	4.65	5.20
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1 (河口から8.45km)	2.70	3.35	4.00	4.80

第四節 洪水予報の種類等と発表基準

1 木曾川、長良川、庄内川[※]、矢作川、豊川及び豊川放水路、新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

※）庄内川と矢田川の洪水予報は、[庄内川洪水予報]の名称により一体で運用されている。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路、日光川、境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

※ 新川、日光川については平成26年4月28日付国交省通知国水環第2号に基づく水位改定を行っておりません。

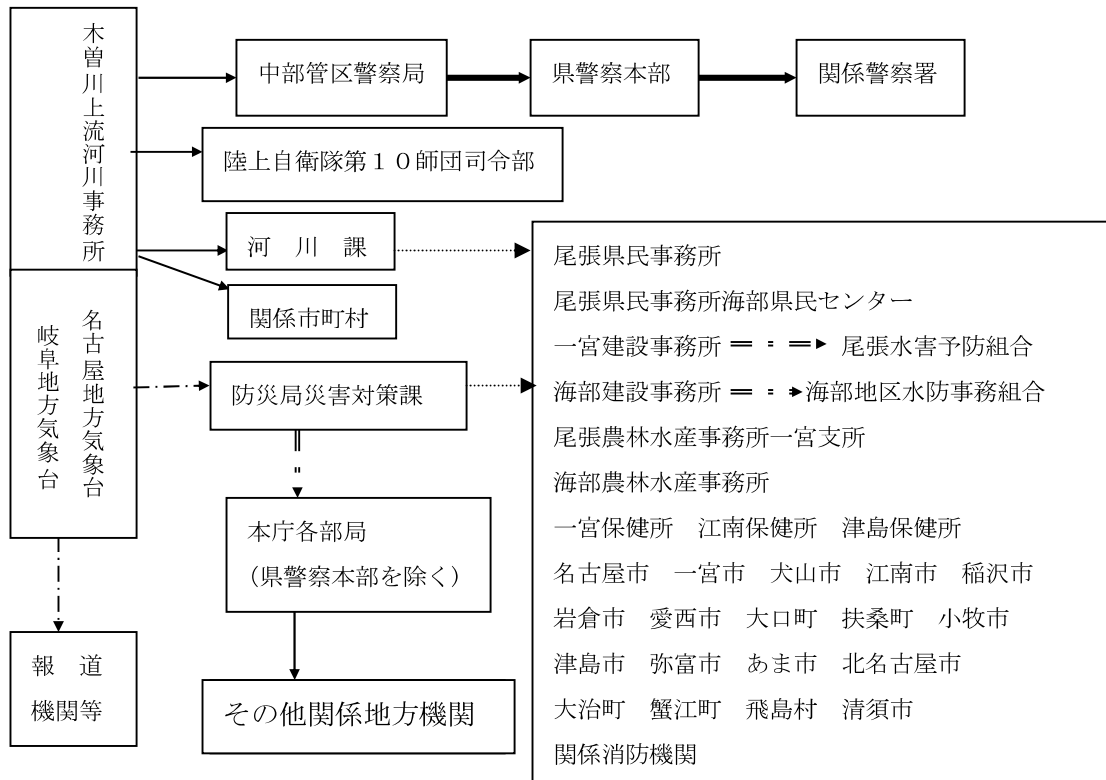
第五節 洪水予報伝達系統

1 国土交通大臣が指定した河川

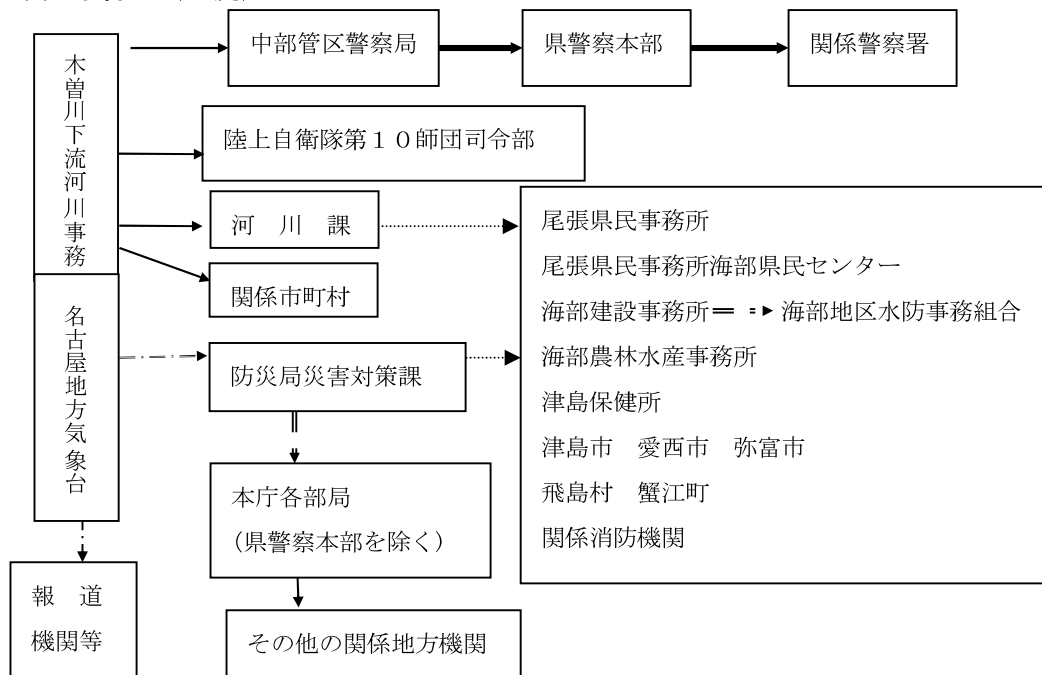
凡例

- 一般回線ファックス
- ⋯→ 高度情報通信ネットワーク
- ≡ ≡ ≡ → 庁内連絡
- 専用電話
- - - - - → 気象台通信網

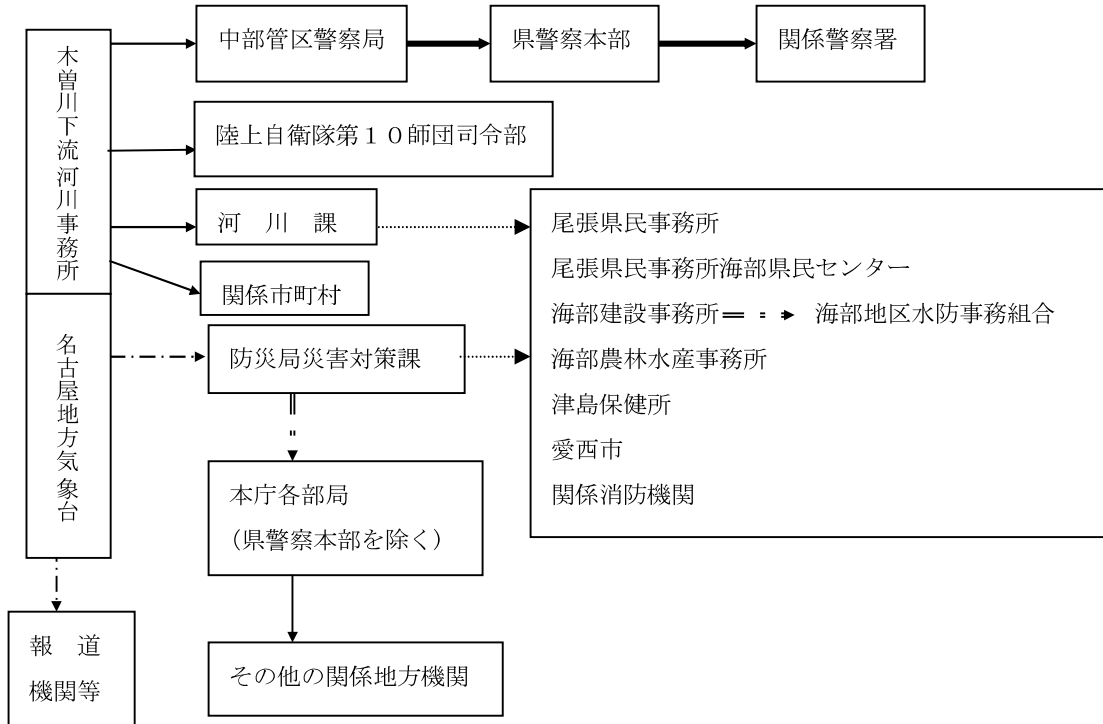
(1) 木曾川（中流）



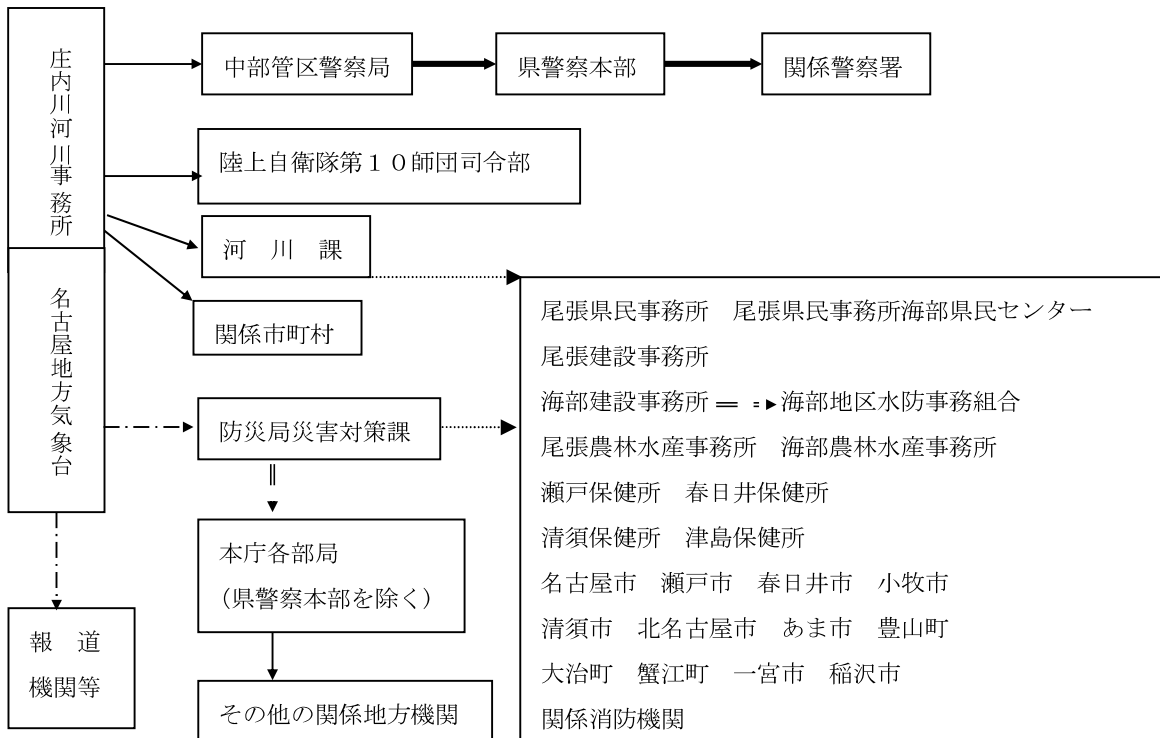
(2) 木曾川（下流）



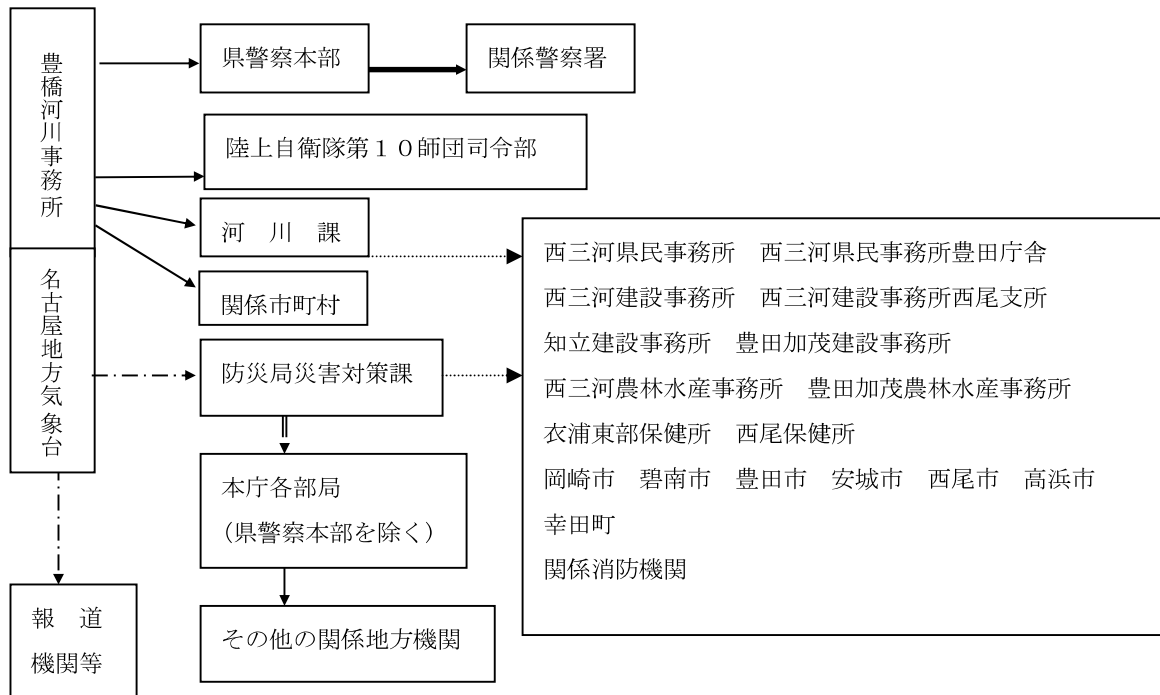
(3) 長良川（下流）



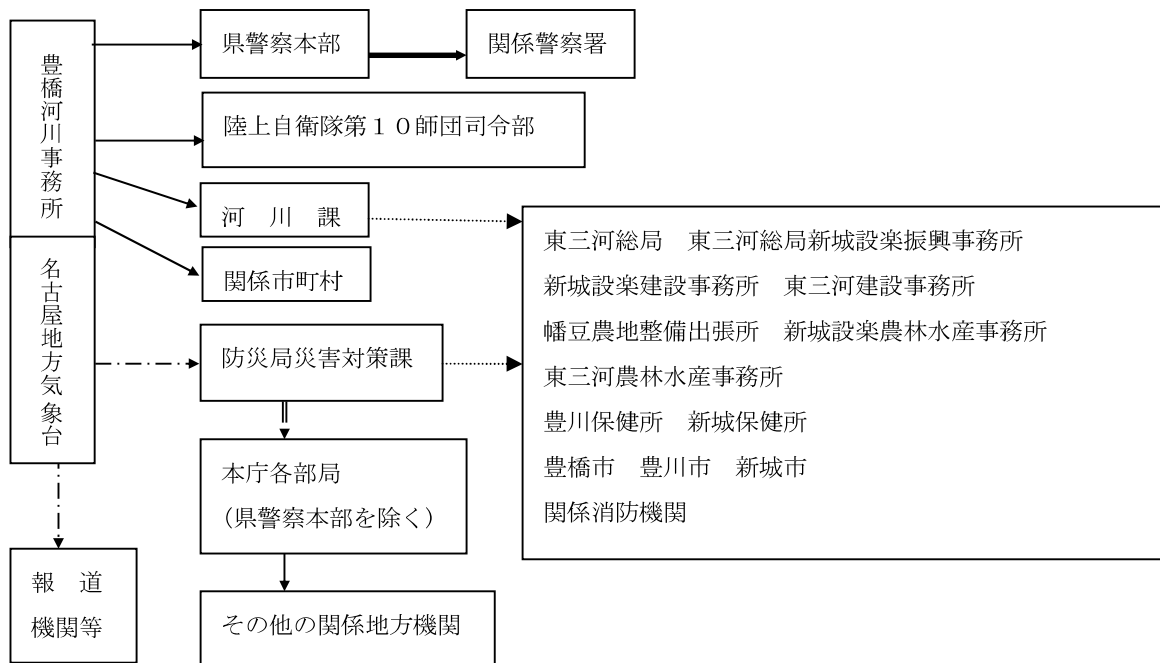
(4) 庄内川



(5) 矢作川

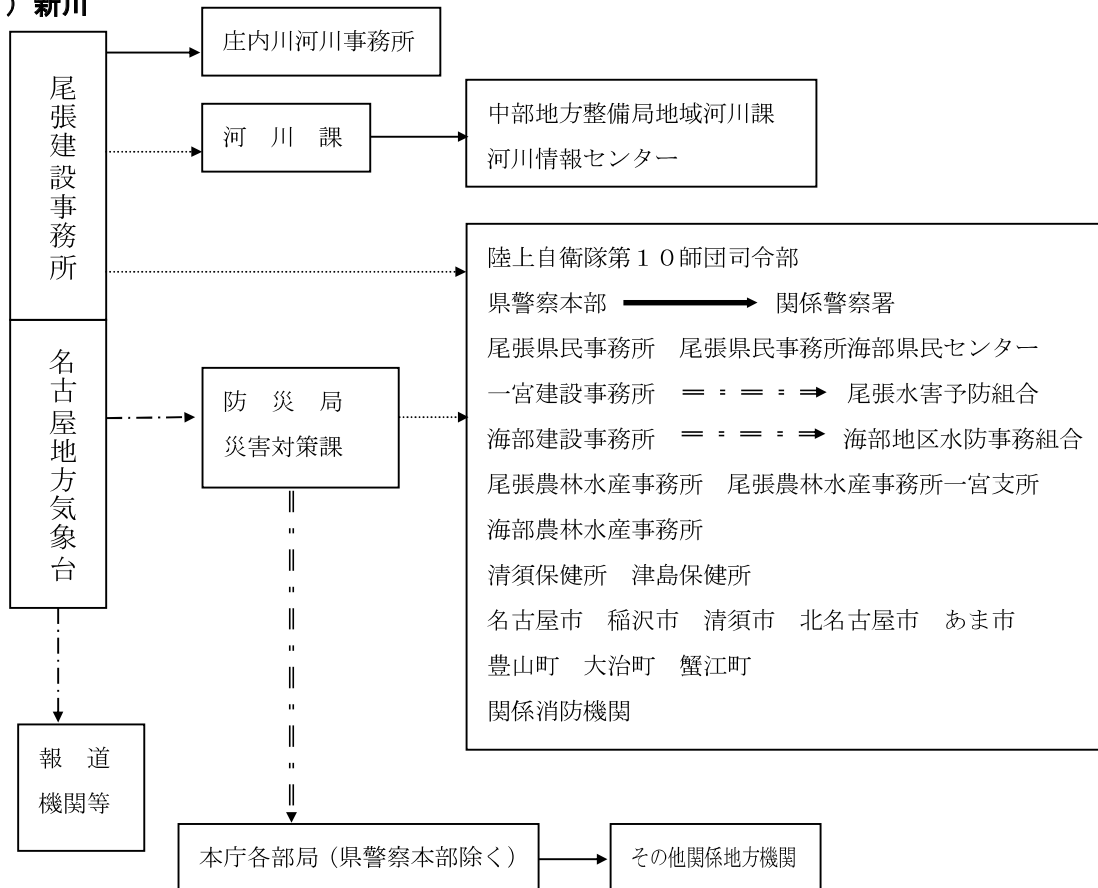


(6) 豊川及び豊川放水路

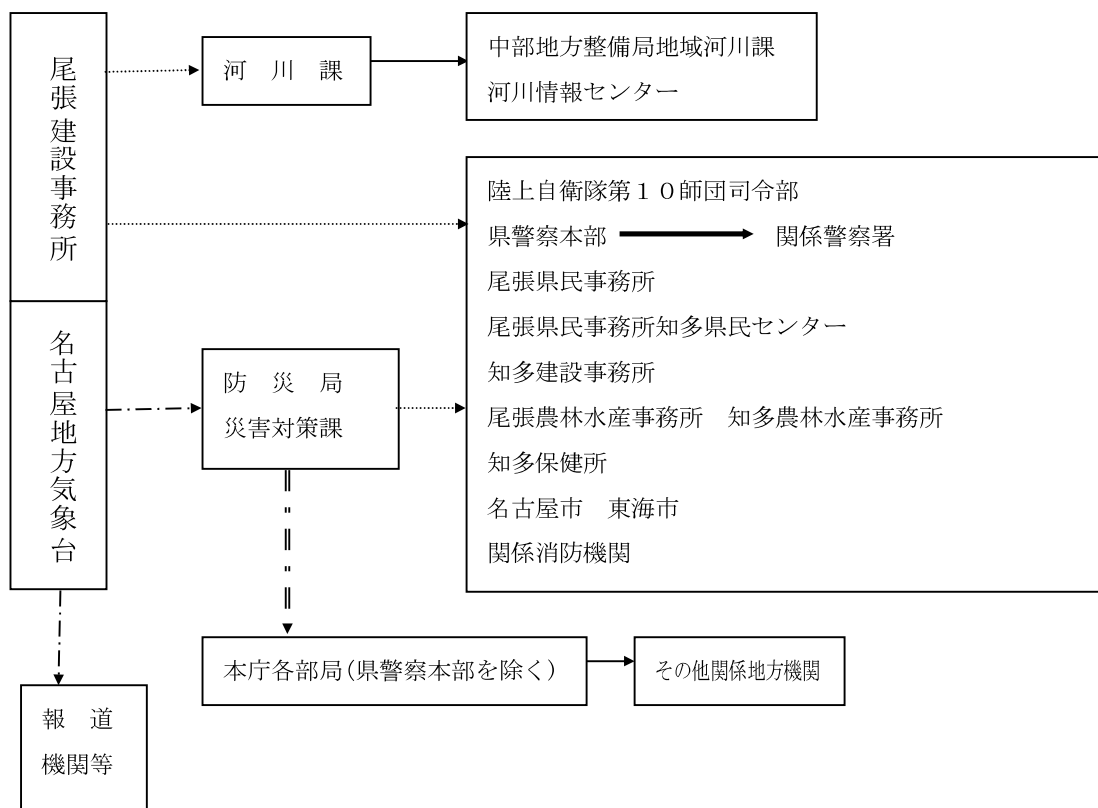


2 知事が指定した河川

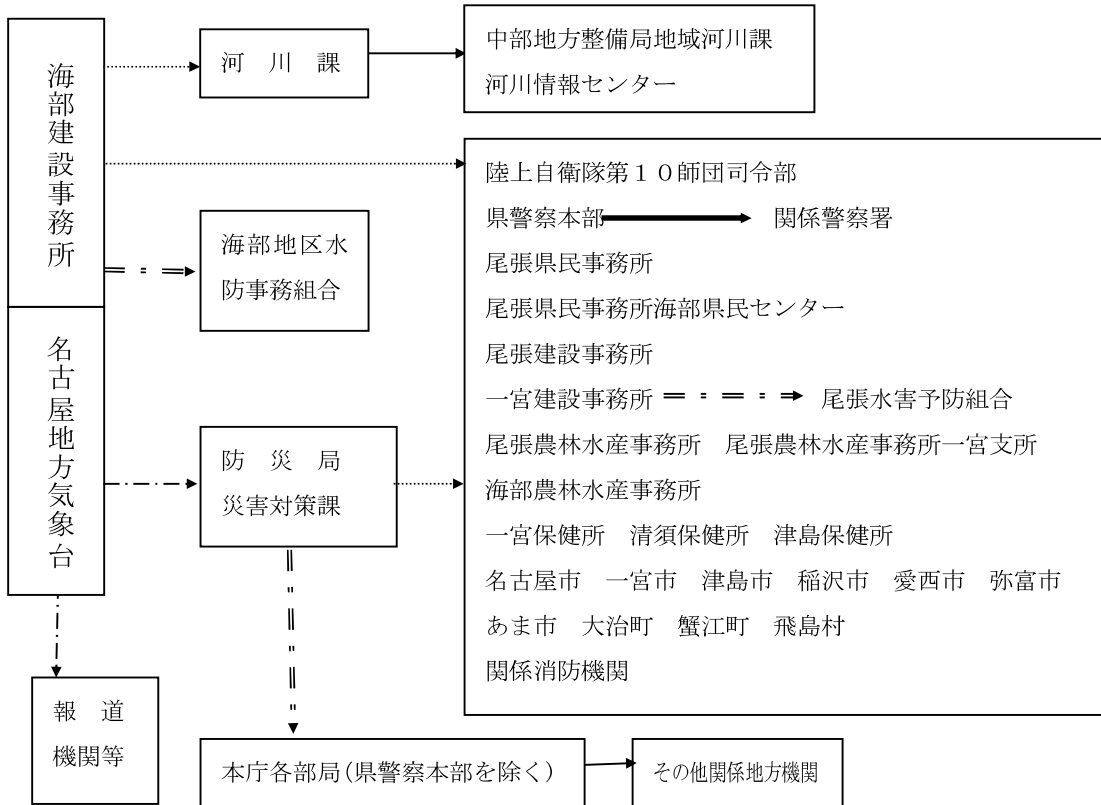
(1) 新川



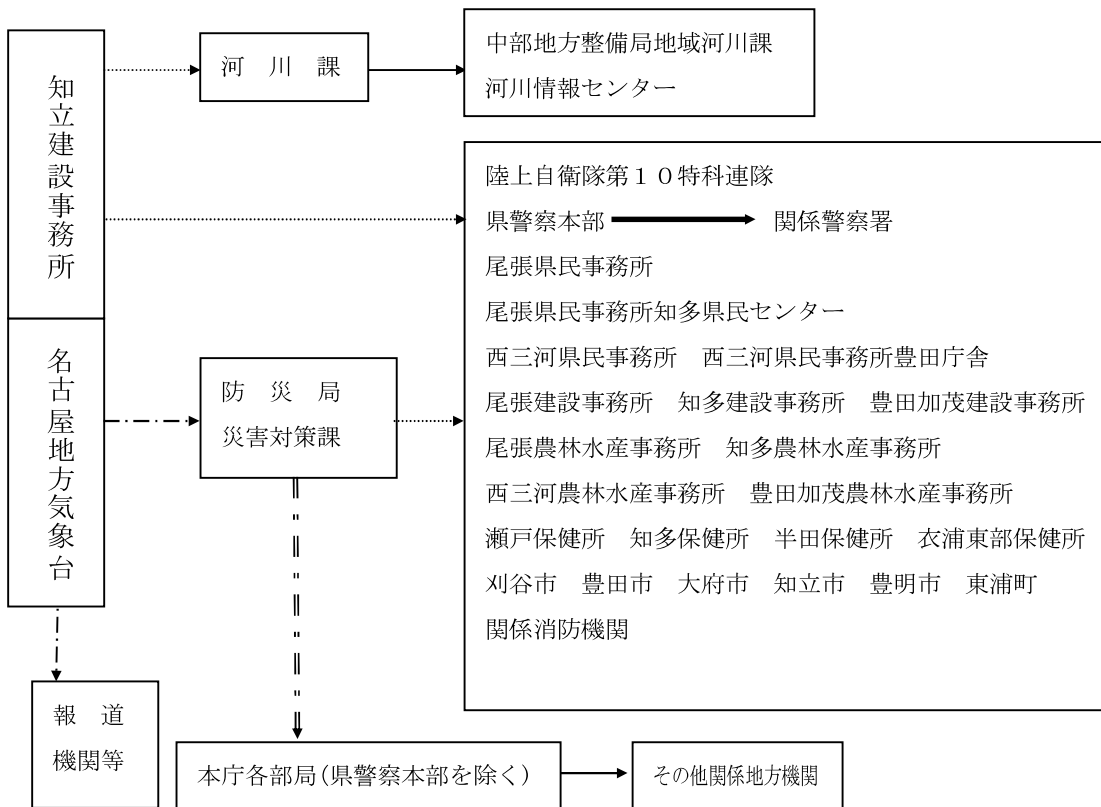
(2) 天白川



(3) 日光川



(4) 境川及び逢妻川



第六節 洪水予報発表文例

愛知県庄内川水系 新川氾濫注意情報

愛知県庄内川水系 新川洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
平成○年○月○日○時○分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

（見出し）

愛知県庄内川水系 新川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

（主文）

新川の水場川外水位観測所（清須市）では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

（雨量）

所により1時間に○ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
新川流域	○ミリ	○ミリ

（水位）

愛知県庄内川水系 新川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
水場川外水位 水位観測所 (清須市)	○日○時○分の状況	■■■■■	■■■■■		
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■		
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■		
	○日○時○分の予測	■■■■■	■■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位 (m) 又は流量 (m³/s)）

観測所名	水場川外水位 水位観測所		
	清洲市		
レベル4 氾濫危険水位*	5.20		
レベル3 避難判断水位*	4.40		
レベル2 氾濫注意水位	3.00		
レベル1 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	新川		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域			

* 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909

愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報

愛知県天白川水系 天白川洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
平成〇年〇月〇日〇時〇分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し)

愛知県天白川水系 天白川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

(主 文)

天白川の天白川水位観測所（名古屋市）では、〇日〇時〇分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分 までの流域平均雨量の見込み
天白川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

愛知県天白川水系 天白川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			
	水位(m)	レベル1	レベル2	レベル3
天白川 水位観測所 (名古屋市)	〇日〇時〇分の状況	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断
	〇日〇時〇分の予測			
	〇日〇時〇分の予測			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	天白川 水位観測所 名古屋市		
レベル4 氾濫危険水位*	6.20		
レベル3 避難判断水位*	3.90		
レベル2 氾濫注意水位	3.50		
レベル1 水防団待機水位	2.90		
受け持ち区間	天白川		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域			

* 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909

愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報

愛知県境川水系 境川・逢妻川洪水予報第1
洪水注意報（発表）
平成○年○月○日○時○分
愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し)

愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

(主 文)

境川の泉田水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。
逢妻川の一ツ木逢妻川水位観測所（刈谷市）では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に○ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
境川・逢妻川流域	○.○ミリ	○.○ミリ

(水位)

愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
泉田 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	○.○				
	○日○時○分の予測	○.○				
	○日○時○分の予測	○.○				
一ツ木逢妻川 水位観測所 (刈谷市)	○日○時○分の状況	○.○				
	○日○時○分の予測	○.○				
	○日○時○分の予測	○.○				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	泉田 水位観測所	一ツ木逢妻川 水位観測所
	刈谷市	刈谷市
レベル4 氾濫危険水位*	5.70	4.70
レベル3 避難判断水位*	4.80	4.00
レベル2 氾濫注意水位	4.10	3.30
レベル1 水防団待機水位	3.30	2.60
受け持ち区間	境川	逢妻川
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域		

* 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/

問い合わせ先
 水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3111
 気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909

愛知県日光川水系 日光川氾濫注意情報

愛知県日光川水系 日光川洪水予報第1号
洪水注意報(発表)
平成○年○月○日○時○分
愛知県海部建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し)

愛知県日光川水系 日光川では、氾濫注意水位(レベル2)に到達、水位はさらに上昇

(主 文)

日光川の戸荻水位観測所(一宮市)では、○日○時○分頃に、氾濫注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に○ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
日光川流域	○.○ミリ	○.○ミリ

(水位)

愛知県日光川水系 日光川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
古瀬 水位観測所 (愛西市)	○日○時○分の状況	○.○ - ○.○				
	○日○時○分の予測	○.○ - ○.○				
	○日○時○分の予測	○.○ - ○.○				
戸荻 水位観測所 (一宮市)	○日○時○分の状況	○.○ - ○.○				
	○日○時○分の予測	○.○ - ○.○				
	○日○時○分の予測	○.○ - ○.○				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	古瀬 水位観測所 愛西市	戸荻 水位観測所 一宮市	
レベル4 氾濫危険水位*	1.90	3.50	
レベル3 避難判断水位*	1.60	2.90	
レベル2 氾濫注意水位	1.30	2.30	
レベル1 水防団待機水位	0.90	1.70	
受け持ち区間	日光川	日光川	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域			

※ 避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.kasen-owari.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.kasen-owari.jp/m/

問い合わせ先

水位関係：愛知県海部建設事務所 河川整備課 電話：0567-24-2111
気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-0909

【説明】

本書は、洪水予報指定河川にかかる洪水のおそれがある状況について、水防法第11条第1項の規定に基づき水防管理団体（市町村・水防事務組合等）及び関係機関に通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき関係市町村長に通知するものです。

【関係法令】

水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号）

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 以下 略

洪水予報河川 指定状況 (H30.6.1 現在)

国土交通省指定河川

:7河川
木曾川,長良川,庄内川,矢作川
豊川,豊川放水路,矢田川

知事指定河川

:5河川
新川,日光川,天白川,境川,逢妻川

